



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
[構造分析プロ(欧米韓)]
研究資料 第1号

平成23年度

欧米の価格・所得政策と 韓国のFTA国内対策

平成24年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

本資料は、平成 23 年度プロジェクト研究「戸別所得補償制度等の下での農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する調査・分析」の研究のうち、「欧米の価格・所得政策と韓国の FTA 国内対策」の研究成果をとりまとめたものである。

本研究では、EU の次期 CAP 改革、米国の次期農業法における価格・所得政策等や韓国も FTA 等に伴う国内対策等について制度の内容や運用実態に関する情報を収集・分析し、それら政策につき広く調査・分析を行った。

第 1 章は、2011 年 10 月に公表された EU の次期農業改革法案の内容の分析とともに、同年 12 月に実施したブリュッセルでの調査を踏まえてとりまとめたものである。

第 2 章は、米国の直接支払に関する支払対象をめぐる議論の動向につき調査、分析を行ったものである。

第 3 章は、韓国の農業構造変化（農家戸数、平均規模、専兼業別農家数、農家の高齢化）について分析したものである。

本資料が、我が国農業の価格所得政策の実施の一助となれば幸いである。

平成 24 年 3 月

農林水産政策研究所
欧米韓価格所得政策チーム

プロジェクト研究

「戸別所得補償制度等の下での農業構造の変動と地域性を

踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する調査・分析」

平成23年度

欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策

目 次

ページ

第1章 次期CAP改革法案

—チオロシュ農業委員による公共財供給へのパラダイムシフト—

(増田敏明) 1

はじめに 1

1. 現行CAP制度 1

(1) 現行CAP制度の概要 2

(2) 現行CAP制度に対する主要な指摘 3

1) 欧州会計監査院の勧告 3

2) 次期CAP改革に関するパブリック・ディベート 7

2. 次期CAP法案 8

(1) CAP予算と分配の調整 8

(2) 直接支払 11

1) 改革法案における直接支払の構造 11

2) 基礎支払と受給権 14

3) グリーニング支払 17

4) 青年農業者支払 22

5) 条件不利地域支払 24

6) 任意カップル支払 24

7) クロス・コンプライアンス 25

8) 小規模農業者支払 26

9) 活動農業者 (active farmer) 27

10) キャッピング 28

(3) 市場措置 30

1) 市場介入 30

2) 生産者組織 32

3) 例外措置 32

4) 農業部門の危機予備費 33

(4) 農村振興政策 34

3. 農相理事会、議会農業委員会における議論	38
4. 次期CAP法案の意義と今後の展望	41

第2章 米国の政府支払プログラムの支払対象要件と支払限度

—Actively Engaged in Farmingルールを中心に—

(吉井邦恒)	47
1. はじめに	47
2. 2008年農業法の下での支払対象要件と支払限度	47
3. Actively Engaged in Farmingルールの概要	48
(1) 原則	48
(2) 寄与の判定	49
(3) 原則の例外	50
4. Adjusted Gross Incomeルール	52
5. Direct Attributionルール	52
6. おわりに	53

第3章 韓国農業の構造変化

(樋口倫生)	55
1. はじめに	55
2. 全産業における農業の位置	56
(1) 付加価値と就業者の変化	56
(2) 需要の影響	59
(3) 供給の影響	61
3. 農業部門における構造変化	61
4. 韓国における構造改善事業	66
(1) 経営移譲直払い制	67
(2) 廃業支援	74
(3) 農家単位所得安定支援制度	74
5. おわりに	76

第1章 次期CAP改革法案

―チオロシュ農業委員による公共財供給へのパラダイムシフト―

総括上席研究官 増田 敏明

はじめに

2010年以降、EUでは次期共通農業政策改革（CAP 2014－2020年）へ向けた議論が進行している。2010年中旬には、市民、団体を対象としたパブリック・ディベート、同年11月には、欧州委員会による改革方向のシナリオを示した文書（「2020年に向けた共通農業政策」）の発出、利害関係者との影響評価に関する協議などが行われ、2011年6月には、欧州委員会による次期中期財政フレーム（MFF）の提案、同年10月には、欧州委員会の次期CAP法案が公表されたところである。

次期中期財政フレーム案は、閣僚理事会、欧州議会において議論されているところであり、2012年末までの合意が予定されている。一方、次期CAP法案については、既に、農相理事会と欧州議会における議論はスタートしているが、次期中期財政フレームが合意されCAPに向けられる予算額が確定した後に、具体的な法案修正の議論や政治レベルの調整が行われことになる。

CAP改革が2014年1月から円滑に実施されるためには、2013年初めまでに関係法令の成立が図られている必要があるが、これらの成立が同年夏まで遅れると、農家による作付けが開始され、問題が生じる。欧州議会は、リスボン条約によって今回初めてCAP改革立法に実質的に関与することになったが、このスケジュールにタイムリーに対応できるかが注視されている。

次期CAP改革法案のコンセプトは、「農業振興から公共財供給へのパラダイムシフト」とされており、EUの向かう農業政策の方向性を示すものであり、これが、閣僚理事会、欧州議会でどのように議論され、どのように修正されるかは、次期改革以降のCAP改革の方向を見通す上でも重要である。

本稿では、2011年12月にブリュッセルで行った現地調査も踏まえ、この改革法案の概要と背景を紹介する。

1. 現行CAP制度

次期CAP 改革法案の紹介をする前に、現行CAPの仕組みとこれに対する各方面から指摘されている問題を簡単に解説しておく。

(1) 現行CAP制度の概要

(二つの柱と予算)

現行CAPは、①直接支払、市場措置の「第一の柱」と、②農村振興政策の「第二の柱」から構成されている。

第一の柱は、財源を全額EU予算で負担するものであり、EU全域の広範な農業者を対象として、共通して適用される。このため、多様な加盟国の事情に対する中立性が求められる。第一の柱には、CAP予算の約76%の460億ユーロが充てられている(2013年計画)。このうち、直接支払が425億ユーロ、市場措置が3億ユーロで、CAP予算の70%は直接支払に向けられている。

第二の柱では、EUは、事業メニュー、一般的な枠組みを定め、これに沿って、加盟国が主体的に具体的な事業内容、支払条件を定める。加盟国の事情に応じた事業が仕組まれ、第一の柱よりも狭い範囲の農業者が対象となる。財源については、この加盟国の実施する事業にEUが共同負担するという形をとる。第二の柱には、CAP予算の24%の145億ユーロが充てられている。

二つの柱の予算は、区分管理されているが、2000年以降、第一の柱の直接支払の受給額を累進的に削減して(モジュレーション)、削減した額を第二の柱に移し替え、気候変動、環境保護などの新課題対策事業に充て、これにより第二の柱の予算額を徐々に拡充してきている。これにより、2013年までに第二の柱へ36億ユーロの予算が移し替えられる。

(直接支払)

直接支払は、マクシャリー改革において、1993年から介入価格を大幅に引き下げたとき、これに伴う農業者の所得損失を補償するものとして導入された。当初は、生産調整を伴う「面積・頭数支払」(WTO農業協定のブルー・ボックス)であったが、2005年以降、WTOドーハラウンド交渉の動きを受けて、その大部分を、生産から切り離された「デカップル直接支払(WTO農業協定のグリーン・ボックス)」である「単一支払(SPS)」(以下では、特に明示しない限り「直接支払」は、この単一支払をいう。)へ移行させている。

このデカップル直接支払においては、過去の固定された基準年(2000-2002年)における面積・頭数支払の実績受給額を基に「受給権 entitlement」が配分された。受給権は、そのヘクタール数と同一の適格ヘクタール数(eligible hectare)が、農業者の使用している状態にあることを申告することによって発効(activate)し、直接支払が交付される。なお、受給権は、土地とは別に譲渡することができる。

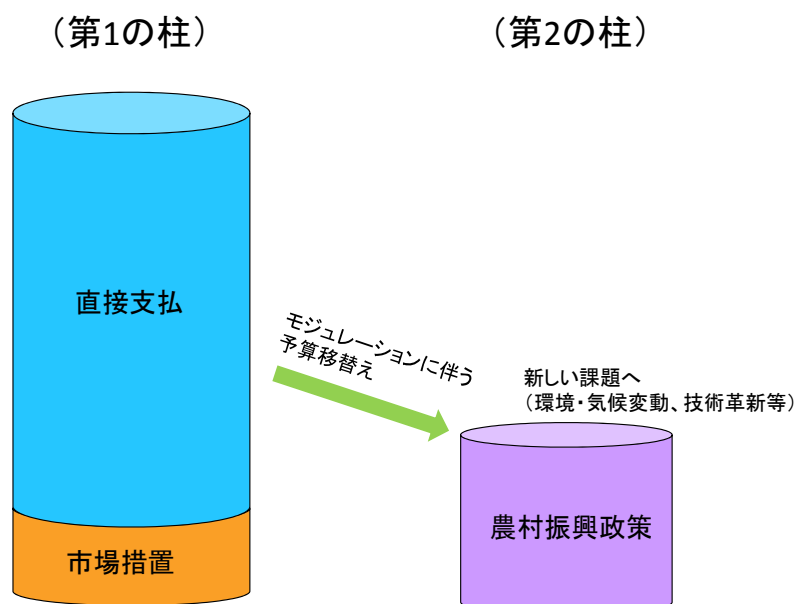
現行の直接支払の単価は、加盟国によって、基準年における受給実績額を用いる実績方式、加盟国又は地域ごとの一律単価を用いる地域方式、両者の混合方式の三方式がある。

（市場措置）

第一の柱のうち、市場措置は、市場価格が低落したときに公的機関が介入買入れによって市場価格支持を行うものである。2008年のヘルスチェック以降は、品目ごとに買入限度数量が適用されるなどセーフティ・ネットとしての役割に限定されてきているが、2009年に「乳製品市場危機」があつてからは、農産物危機時に対する備荒措置の必要性が改めて認識された。

（農村振興政策）

第二の柱の農村振興政策は、我が国でいわれる農村振興政策のみならず、生産対策、経営対策、流通対策、林業対策などまでを幅広く含む農業補助事業の集合体である。



第1図 現行の共通農業政策の体系

資料：筆者作成

(2) 現行CAP制度に対する主要な指摘

1) 欧州会計監査院の勧告

欧州会計監査院は、「直接支払に関する報告者」を2011年に公表し勧告を行っている

(European Court of Auditors (2011))。この報告書は、筆者がブリュッセルで調査を行った際にも、ほとんどの政策当事者が言及しており、実際、次期改革法案の内容とも密接に関係しており、次期改革の背景を知る上で、きわめて重要なものである。

【直接支払とクロス・コンプライアンスのリンク、制裁措置】

欧州会計監査院は、デカップル直接支払と同時に導入されたクロス・コンプライアンスは、直接支払の主要な正当化の根拠となっているが、環境義務と間接的にリンクされているに過ぎないとして以下の三項目を指摘している。

第一に、直接支払の水準は、土地の維持等クロス・コンプライアンス遵守に要するコストに直接リンクしておらず、農業活動に伴い生産される正の外部経済の価値も反映していない。

第二に、適正農業・環境状態（GAEC）に土地を維持することには、しばしば、活動を要しないことがある。

第三に、クロス・コンプライアンスが遵守されていなければ、受給額が減額されることになっているが、実際には、このような減額はほとんど行われていない。

これらを是正するため、以下を勧告している。

（会計監査院勧告）

○直接支払の算定は、環境や他の外部効果をよりよく反映するよう修正されるべき。

○適正農業・環境状態に関しては、農業者が直接支持の全額を受給するためには、具体的かつ日常的な活動が行われるべき。

○クロス・コンプライアンスを遵守しなかったことに対する支払減額は、非遵守の抑止効果を持つ程度的大幅な減額とすべき。

欧州委員会は、この勧告に対して、「支払に対応するものとしての農業者による環境に対する成果については、更に検討する。」「クロス・コンプライアンス基準の簡素化の仕方を検討するとともに、適正農業・環境状態については、その要素の強化の仕方を検討する。」と回答している。今回のCAP改革法案においては、この指摘に沿ったものとして、クロス・コンプライアンスの簡素化、グリーンング支払の導入、グリーンング条件の義務化、制裁措置が提案されている。

【受益者、適格ヘクタール、農業活動】

報告書では、受益者に関する定義は、農業活動を行っていない者の直接支払受給を許容しており、欧州会計監査院は、このことを過去（2008年）に指摘し、加盟国がそのような受給者を除外できる任意規定が設けられたが、この任意規定を用いた加盟国は皆無であった。受給権が、当初受給していた土地から完全に分離したので、農業に関心のない投機家

の投資を呼び込む結果となっている。また、新規就農はしばしば現行の受給権の入手条件によって阻まれている。更に、直接支払に対する適格の土地区画と適格の農業活動の定義が曖昧に規定されていることから、農業の生産性向上に資する活動と土地に支払が限定されていない。

こうした点を踏まえ、欧州会計監査院は、直接支払の受給対象を「活動農業者」に限定し、適格の土地と農業活動を明確化すべきであるとして、次の勧告を行っている。

(会計監査院勧告)

○直接支払を活動農業者に向け、農業活動をまったく又はほとんど行っていない受益者は除外すべき。

○適格の土地と適格の農業活動については、農業の生産性向上や土地の環境価値の積極的な維持に寄与しない非農業用の区画と活動を直接支払の受益から除外する観点に立って、もっと明確に定義されるべき。

この勧告に対する欧州委員会の回答は、「適格の土地の定義は、支払がよりよく対象に向けられるように更に精緻化する。」、「活動農業者の支持に対象を向けていく。」、「非農地は適格性を欠いているが、適格の農業活動は農産物生産に結びついていなくてもよい。」、「デカップル直接支払がWTOの削減対象外となるためには、生産水準、生産性という点で、受益者、土地のパフォーマンスにリンクさせることはできない。」、「農業地域の環境価値の積極的な向上については、CAPの環境パフォーマンスを向上させることを検討している。これは、直接支払における単純で一般化された非契約的な毎年の環境活動の支持、適正農業・環境状態の特定の要素の強化によって行うことができる。」というもので、改革法案においては、適格ヘクタールの定義、活動農家者の定義、グリーンング支払の設定、グリーンング基準の義務化などを行って、これら勧告に対応している。

【直接支払の分配】

個々の農業者に対する直接支払単価は、(a) 農業面積、(b) 過去（2000-2002年）の実績受給額、に基づいており、直接支払は主に大規模農業者が受益している。

直接支払の分布は、大部分の額が少数の大規模受益者に行き、大部分の受益者に少額が行くという構造である。モジュレーションは最大規模の農業者に支払われる額を削減するもので、非常に限られた受益者に関係することにすぎない。更に、これは直接支払から農村振興政策への予算移し替えのためのものであり、現行の分配を修正することにはならない。

また、直接支払の地代への転嫁（capitalisation）については、デカップル直接支払に移行してから更に悪化しており、地域方式に反対している加盟国、農地の賃借率の高い加盟国において顕著であり、地代の上昇を通じて直接支払の効率性を阻害していると指摘し

ている。

これから、次の勧告を行っている。

（会計監査院勧告）

○よりバランスのとれた農業者間の直接支払の分配が、一層のモジュレーション又は高額受給者のキャッピング、農家の特定な環境の考慮によって求められるべき。

これに対して、欧州委員会は、「直接支払の再分配は、支払の上限設定とともに、次期改革における選択肢に含まれている。」と回答しており、実際、次期改革案において加盟国間の予算配分の調整、受給額の上限設定が提案されている。

【直接支払の支払方式】

直接支払の実績方式については、基準年から遠ざかるにつれて現在の生産条件から乖離してきており、地域方式は地域一律の単価を適用するものであるが、地域方式への移行は、特定の地域における特定の農業部門に負の影響を与える可能性があり、市場価格、農地価格と賃借料の上昇をもたらし、直接支払の効率性を削ぐ可能性があるとして、次の勧告を行っている。

（会計監査院勧告）

○受給権単価の計算は、異なる地域における現在の農業条件を基礎とすべきであるが、そのような移行は、地価、賃借料の上昇などの好ましくない影響が制限されるようにすべきである。

この勧告に対する欧州委員会は、「地域方式における直接支払の転嫁は、実際実績方式よりも大きいかもしれない。しかし、土地価格に影響を与える要因のなかでCAP補助金の影響は、他の要因に比べると余り大きくはない。さらに、以前のカップル支払に比較して転嫁が増加したということは必ずしも言えない。地域方式のありうる負の影響というものに関しては、すべての社会、経済、環境に対する効果の中で評価されなくてはならない。これについては、次期改革の影響評価において行うこととしている。」、「選択肢の一つは、基礎支払の水準を、グリーンング要素とともに、自然条件不利地域の農業者に対する支払によって補完するということである。」と回答している。改革法案では、実績方式の地域方式への移行、直接支払における、基礎支払、グリーンング支払、条件不利地域支払の設定のほか、地域の実情に応じたカップル支払の維持などが提案されている。

（欧州会計監査院勧告と改革法案）

次期CAP改革法案における主要な提案内容は、ほとんどが、この欧州会計監査院の勧告に

沿った内容となっている。これは、今回の改革法案の問題意識をよく物語っているといえる。

EU予算の約4割というCAP予算の7割に当たる直接支払は、生産から切り離された支払基準を導入したデカップル化以降、とりわけ、支払対象となる農業者、土地や、支払額の分配、支払の効率性をめぐる問題点が指摘されてきている。

一方、直接支払には、環境基準の遵守を義務づけたクロス・コンプライアンスもあるが、ここで欧州会計監査院が指摘しているような、既存のルールを遵守するという消極性、外部性と支払が直接リンクしていないこと、制裁措置があまり機能していないことなどの問題がある。

現行規模の直接支払制度を維持していくには、これら個々の問題に対する対症療法に加えて、直接支払全体のコンセプトが、よりよく正当化されたものに変更される必要があったということである。そのキーワードが「公共財供給」である。

2) 次期CAP改革に関するパブリック・ディベート

欧州委員会は、次期改革の具体的な検討作業に先がけて、2010年4月から6月にかけて、EU市民、農業関係に限定しない各団体から、将来のCAP改革の方向性等について、オンラインでの議論への参加を呼びかけた。これには5,682件の投稿があった。欧州委員会は、結論として、提起された見解から広範な支持を得ている論点として次の12項目をあげている。⁽¹⁾

(a) CAP改革に戦略的なアプローチをとること。部分的でなく、一方でCAPの当面する課題、他方でCAPとEUの他の対内・対外政策との相互関係を考慮に入れた全体的な解決をとること。

(b) CAPが、その目的のためのいくつかの政策手段を活用してEUの食料安全保障を確保すること

(c) 欧州の競争力のある農業部門や、潜在的に競争力のある農業部門に対し、技術革新と研究成果の普及を一層強化して、市場で活動できるようにすること

(d) 市場介入から近代的なリスク管理、危機管理の手段へと転換すること

(e) 市場が公共財の供給と便益に対して支払を行うことができない（行わないこと）を認識すること。そのため、公共政策が市場の失敗を相殺しなくてはならないこと

(f) 公共財・サービスの提供に対する農業者への正当な支払というものが、改革後のCAPの主要な要素となること

(g) 環境と生物多様性を保護し、景観を保全し、農村経済を維持し、農村地域の雇用を維持・創出し、気候変動を緩和すること

(h) 二つの柱を再考し、両者の関係を明確化し、農村振興の成果をあげるために充分の資源を利用可能にすること

- (i) より公平なCAPを実行すること—小規模農業者、条件不利地域、新規加盟国に対する一層の平等性
- (j) 生産者の発言力を強化し、フード・チェーンに沿った透明性を導入すること
- (k) 域内品と輸入品の公平な競争条件を創出すること
- (l) 発展途上国の経済、食料生産能力に損害を与えることを避け、世界の飢えに対する戦いを助けること

これらの論点自体、欧州委員会が整理したものであるが、ほとんどの項目が改革法案の内容に取り込まれている。

2. 次期CAP法案

(次期 CAP 改革法案)

欧州委員会が欧州理事会及び欧州議会に対して提案した次期 CAP 改革法案は、「直接支払」、「単一共通市場組織」、「農村振興政策」及び「CAP の財政、管理、検査に関する横断規則」の4つの規則案 (Regulation) から構成されている。これらとともに、政策選択肢とそれらの様々な影響を分析評価した「影響評価」文書が附帯している。

以下では、2012年12月に筆者が、ブリュッセル、ロンドンにおける欧州委員会の担当局長、欧州議会スタッフ、仏独英代表部農業担当官、ジャーナリスト、研究者からの聞き取り、意見交換や、現地からの報告などを踏まえつつ、改革法案の背景、意味について、現時点で分かりうる範囲で紹介をする。

(1) CAP予算と分配の調整

(中期財政フレーム)

次期CAPは、EU全体の予算計画である次期中期財政フレーム (Multi-annual Financial Frame MFF) 期間 (2014—2020) におけるものであり、CAPの予算枠組みも、この中期財政フレームにおいて定められる。

次期中期財政フレームは、欧州委員会が提案し、欧州議会と閣僚理事会の議を経て決定される。2011年6月に、欧州委員会の提案がなされ、2012年末までに欧州議会と閣僚理事会の決定が行われて初めて次期CAPの予算額が決定する。予算額が決定し各項目へ配分しうる予算額が確定するまでは、欧州議会、閣僚理事会におけるCAP改革法案の具体的な修正案の議論は始まらない。

欧州委員会の次期財政フレーム提案では、CAP予算は、2013年の名目額が維持されている。このことは、物価上昇を見込んだ実質額ベースでは減少することを意味する。関係者の話によると、名目値であれ現行水準を維持することはチオロシュ農業委員にとっては重大な

ことであった。欧州委員閣議（college）において、チオロシュ農業委員は、直接支払総額の30%を環境保全、気候安定のためのグリーンング支払に充てると言明して、この額を確保したということである。

第1表 次期中期財政フレームにおけるCAP予算

百万ユーロ（現行額）

財政年度	2013	2013 調整額 (1)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計 2014-2020
MFFの内										
Heading 2										
直接支払と市場関係支出(2)(3)(4)	44939	45304	44830	45054	45299	45519	45508	45497	45485	317193
割当収入予測	672	672	672	672	672	672	672	672	672	4704
直接支払と市場関係支出（割当収入込み）	45611	5376	45502	45726	45971	46191	46180	46169	46157	321897
農村振興政策(4)	14817	14461	14461	14461	14461	14461	14461	14461	14461	101157
合計	60428	60428	59953	60177	60423	60642	60631	60620	60608	423054
Heading 1										
CSF 農業研究と技術革新	NA	NA	682	696	710	724	738	753	768	5072
最貧人	NA	NA	379	387	394	402	410	418	427	2818
合計	NA	NA	1061	1082	1104	1126	1149	1172	1195	7889
Heading 3										
食品安全	NA	NA	350	350	350	350	350	350	350	2450
MFFの外										
農業危機予備費	NA	NA	531	541	552	563	574	586	598	3945
欧州グローバル基金 農業に対する最大額(5)			379	387	394	402	410	418	427	2818
合計										
委員会提案合計(MFF + MFFの外) + 割当収入	60428	60428	62274	62637	62823	63084	63114	63146	63177	410166
MFF提案の合計(予備費とEGFを除く) + 割当収入	60428	60428	61346	61609	61877	62119	62130	62141	62153	433393

資料: European Commission (2011a)

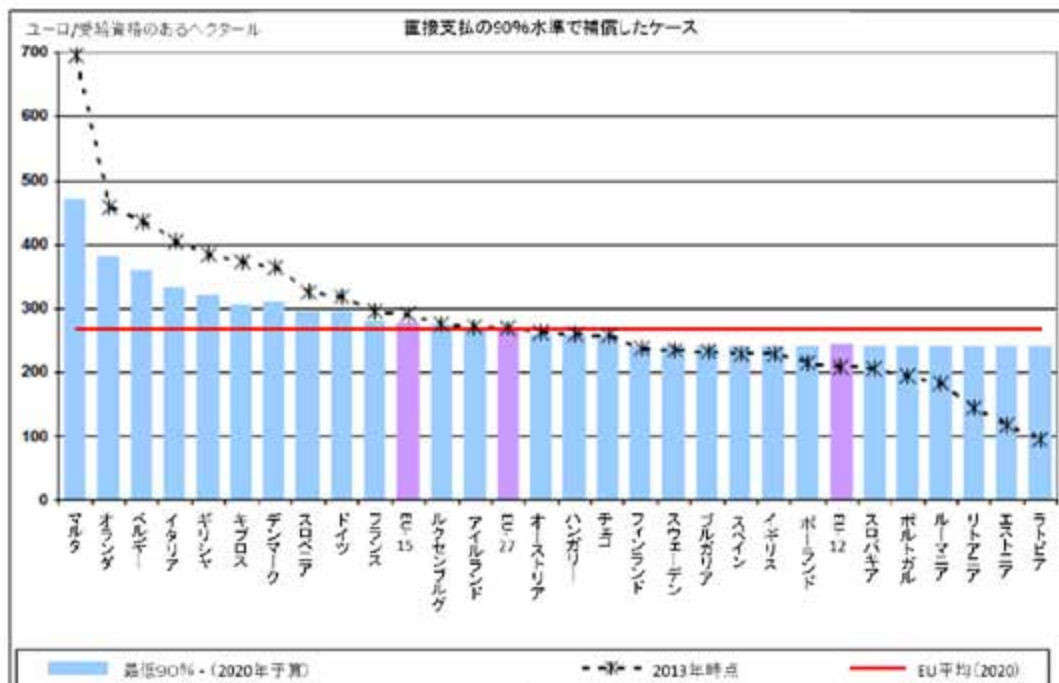
（支払配分の公平化）

次期 CAP 改革においては、農業者間、地域間及び加盟国間の支払水準の乖離縮小が図られる。

まず、加盟国間の配分公平化としては、中期財政フレーム案に沿って、加盟国の直接支払総額シーリングは、適格ヘクタール当たりの直接支払受取額が EU-27 平均の 90%に満たない加盟国については、EU 平均の 90%との乖離分の三分の一分を増額調整する。例えば、面積当たり受取額が EU 平均の 75%である加盟国については、

$$(90\% - 75\%) \times (1/3) = 5\%,$$

が上乗せされ、80%になる。



資料: European Commission (2011i) Annex3

第2図 直接支払の加盟国間の配分

第1図は、*印が、現行の加盟国配分を示している。ラトビア、エストニア、リトアニアのバルト三国が極めて低水準にあり、次いで、ルーマニア、ポルトガル、スロバキア、ポーランド、英国、スペイン、ブルガリア、スウェーデン、フィンランドの順が続いている。逆に、平均受取額の非常に大きい国は、マルタ、オランダ、イタリア、ギリシャ、キプロス、デンマークであり、次いで、スロベニア、ドイツ、フランスが続いている。

容易に想像のつくことであるが、この配分調整案は、配分を削減される国からの強い反対を受けており、他方で、現行の配分水準が低い国、とりわけバルト三国は、この分配公平化の提案がまったく不十分であるという強い怒りと失望感を露わにしている。

(農業者間の分配公平化)

次に、農業者間の分配公平化として、支払単価について、すべての加盟国が、2019年までに過去の時点の受給実績による支払から国別、地域別の面積平均単価へ移行することになる。CAP運用が地域別に行われている加盟国にあっては、既に、地域方式に移行しているが、フランスのように、これまで実績方式によっていた加盟国の場合、直接支払の分配に影響が出ることが懸念されている。

フランスにおける地域方式移行に関する影響評価したバンサン・シャトリエ氏は、「地域の区分次第で分配への影響は軽減される。」としている。つまり、異質の農業地帯を含む地

域割りをするすると単価の平準化による影響が大きい、比較的同質な農業生産を行っている地域を括れば影響は小さくなる。適切に地域指定を行えば、影響は最小化されるということである。

(2) 直接支払

1) 改革法案における直接支払の構造

次期CAP改革法案においては、直接支払は次のように構成されることになる。

直接支払総額の比率		
基礎支払	以下を引いた残額（受給権。適格ヘクタール。グリーンング遵守。）	
グリーンング支払	30%	（グリーンング遵守。）
青年農業者支払	2%以内	（基礎支払受給の40歳未満の新規就農者。）
小規模農業者支払	10%以内	（農業者の選択。他の支払は受給できず。）
条件不利地域支払	3%以内	（加盟国の選択。）
カップル支払	現状以内	（加盟国の選択。）

制度的には、EU-15（2004年5月より前の加盟国）における単一支払（SPS）とEU-12（2004年5月以後の新規加盟国）における単一面積支払（SAPS：加盟国配分額を2003年6月30日時点で良好農業状態（GAC）にあった耕地面積で除した額を支払う。）に代えて、2014年以降は「基礎支払」が導入され、その受給者には、環境・気候対策に資する基準（グリーンング基準）の遵守が義務づけられる。この基準を遵守すると「グリーンング支払」が上乗せされる。グリーンング支払には直接支払総額の30%が充てられる。このグリーンング基準が遵守されていないと、グリーンング支払のみならず、基礎支払まで減額される。

「青年農業者支払」は、基礎支払を受給する5年以内に新規就農した40歳未満の農業者に対する上乗せ支払である。これには、直接支払総額の2%以内が充てられる。

また、「小規模農業者支払」は、手続きが簡略化された固定額の支払で、その受給者は他の直接支払を受けることができなくなる。これには、直接支払総額の10%以内が充てられる。

加盟国が選択しうる支払として、「条件不利地域支払」が設けられ、直接支払総額の3%以内を充てることができる。また、選択支払の「カップル支払」は、現状水準以内で維持することができるようになっている。

第2表 直接支払の内訳

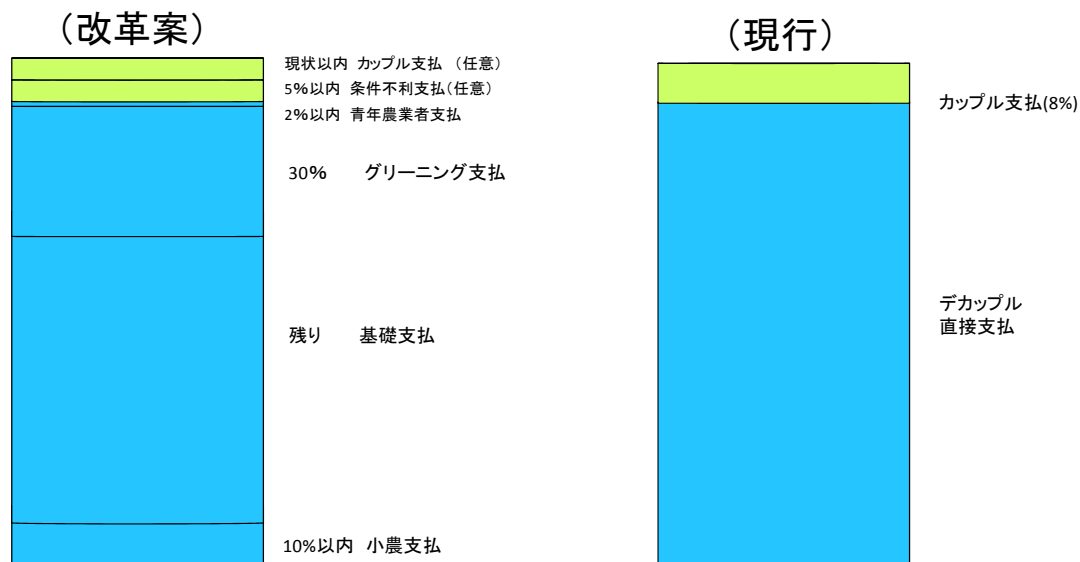
財政年度	百万ユーロ (現行額)						
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計 2014-2020
Annex II	42407.2	42623.4	42814.2	42780.3	42780.3	42780.3	256185.7
グリーンング支払 (30%)	12866.5	12855.3	12844.3	12834.1	12834.1	12834.1	77068.4
青年農業者支払の最大額 (2%)	857.8	857.0	856.3	855.6	855.6	855.6	5137.9
基礎支払、自然条件不利地域支払、 カップル支払	28682.9	28911.1	29113.6	29090.6	29090.6	29090.6	173979.4
小規模農業者支払の最大額	4288.8	4285.1	4281.4	4278.0	4278.0	4278.0	25689.3
附属書 II のワイン移転	159.9	159.9	159.9	159.9	159.9	159.9	959.1
キャッピング	-164.1	-172.1	-184.7	-185.6	-185.6	-185.6	-1077.7
総	256.0	256.3	256.5	256.6	256.6	256.6	1538.6
海外県/エーゲ海諸島	417.4	417.4	417.4	417.4	417.4	417.4	2504.4

資料： European Commission (2011a)

(現行直接支払との比較)

ここでは、まず、改革後の直接支払の構造を現行の直接支払との関係で大まかに捉えておこう。実際の農業者の受給水準は、加盟国シーリングの加盟国間分配の調整、実績支払方式の地域支払方式への移行、加盟国の選択による第一の柱と第二の柱の間の予算移し替えなどにも多少影響されるが、加盟国がどのように実施するかはまだ分かっておらず、ここではこれらの条件は捨象して考える。

まず、欧州委員会の次期中期財政フレームにおける直接支払総額は、名目値で2013年水準が維持されている。したがって、基本的には、名目ベースの直接支払総額に変わりはない。



第3図 直接支払の改革

資料：筆者作成

次に、「カップル支払」は現行水準以内とされていること、「小規模農業者支払」はこれを選択した農業者がさもなければ受給していた基礎支払、グリーンング等の額を小規模農業者支払へ移し替えることになっていることから、基礎支払、グリーンング支払等の受給者の受給額には影響しない。

したがって、現行のデカップル直接支払に相当する額は、基礎支払、グリーンング支払、青年農業者支払、条件不利地域支払の合計額となる。このうち、「青年農業者支払(加盟国シーリングの2%以内)」と加盟国による任意選択の「条件不利地域支払(同5%以内)」に使われる額の和は、2～7%以内なので、残る基礎支払とグリーンング支払の和は、現行直接支払額から2～7%以内の減額があるだけである。

つまり、金額的には、現行の直接支払は、基礎支払とグリーンング支払の和に概ね対応する。同時に、基礎支払とグリーンング支払には、グリーンング基準の遵守が義務づけられており、現行水準の直接支払受給を維持するには、グリーン基準を遵守することが必須となるよう直接支払制度が設計されている。これが新しい直接支払制度の核心である。これについては、更に後述する。

2) 基礎支払と受給権

第3表 加盟国シーリング

(1,000ユーロ EUR)

暦年	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ベルギー	553 553	544 131	534 730	525 336	525 336	525 336
ブルガリア	655 702	737 246	810 648	812 270	812 270	812 270
チェコ	892 698	891 875	891 059	890 229	890 229	890 229
デンマーク	942 977	931 810	920 670	909 534	909 534	909 534
ドイツ	5 276 081	5 236 585	5 197 198	5 157 786	5 157 786	5 157 786
エストニア	108 791	117 473	126 141	134 790	134 790	134 790
アイルランド	1 240 684	1 239 090	1 237 508	1 235 906	1 235 906	1 235 906
ギリシャ	2 100 027	2 071 696	2 043 433	2 015 180	2 015 180	2 015 180
スペイン	4 935 157	4 951 220	4 967 286	4 989 366	4 989 366	4 989 366
フランス	7 732 867	7 695 366	7 657 987	7 620 533	7 620 533	7 620 533
イタリア	4 024 086	3 963 449	3 902 950	3 842 491	3 842 491	3 842 491
キプロス	52 275	51 616	50 958	50 301	50 301	50 301
ラトビア	163 279	181 631	199 950	218 232	218 232	218 232
リトアニア	396 530	417 189	437 813	458 391	458 391	458 391
ルクセンブルグ	34 314	34 252	34 189	34 126	34 126	34 126
ハンガリー	1 298 104	1 296 907	1 295 721	1 294 513	1 294 513	1 294 513
マルタ	5 316	5 183	5 051	4 918	4 918	4 918
オランダ	807 025	792 231	777 469	762 720	762 720	762 720
オーストリア	707 503	706 850	706 204	705 546	705 546	705 546
ポーランド	3 039 136	3 066 851	3 094 538	3 122 115	3 122 115	3 122 115
ポルトガル	571 187	581 940	592 678	603 384	603 384	603 384
ルーマニア	1 472 119	1 692 678	1 895 417	1 939 813	1 939 813	1 939 813
スロベニア	141 590	140 431	139 275	138 118	138 118	138 118
スロバキア	386 766	391 906	397 039	402 155	402 155	402 155
フィンランド	533 959	534 368	534 780	535 182	535 182	535 182
スウェーデン	710 889	711 870	712 855	713 824	713 824	713 824
英国	3 624 571	3 637 585	3 650 599	3 663 522	3 663 522	3 663 522

資料:EC(2011a)

(基礎支払シーリング)

毎年の加盟国基礎支払シーリングは、加盟国シーリング（直接支払総額）からグリーンング支払、青年農業者支払、自然条件不利地域支払、カップル支払の額を差し引いた額とされ、欧州委員会の実施規則によって定められる。

加盟国の配分受給権と予備枠（national reserve）の合計は、基礎支払シーリングと等しくなければならない。

なお、加盟国は、基礎支払シーリングを地域に分けて、地域レベルで運用することもできる。

(支払受給権 Payment Entitlement)

「支払受給権」は、直接支払の交付を受ける条件付きの権利であり、土地とは別に譲渡することができる。

基礎支払が農業者に交付されるには、農業者が、受給権に付属している適格ヘクタール数（eligible hectares）に該当する区画を申告（declaration）することにより、適格ヘクタール数当たりの受給権を発効（activation）させなくてはならない。

これらの区画は、加盟国の定める時点において「農業者が使用しうる状態（at the farmer's disposal）」にななければならない。発効した受給権には、基礎支払の交付を受ける権利が付与される（DPR 25条、26条）。

例えば、30ヘクタールの受給権を所持している農業者は、30ヘクタールの適格の区画を申請することによって発効し、支払が交付される。そして、その区画は、申請する農業者が使用できる状態にあるものでなければならないということである。

因みに、この「農業者」とは、「農業活動」を行っている者である。この「農業活動」は、雇用農業者により行っても差し支えない。

「農業活動」には、「農業生産」以外に、「土地を放牧、耕作に適した状態に維持していること」、更に、「その状態が自然に保たれている場合には加盟国の定める「最低活動」を行っていること」が含まれている。この加盟国の定める「最低活動」が、加盟国によっては、実質的に何もしなくてもよいことになっていたもので、前述した欧州会計監査院の指摘する問題が発生したのである。

また、土地が賃貸借されている場合、借地人が農業活動のリスクを負っていても、契約書に「行われる活動の経済的受益者は地主である。」と規定されていれば、借地人が直接支払を受け取ることができない。こうした事例があることを欧州会計監査院は指摘している。⁽²⁾

「受給権単価」は、当該年の加盟国（又は地域）における基礎支払シーリングを配分受給権（ヘクタール数）により除した額となる。

「適格ヘクタール数」は、農業活動に使用されている経営体の農業面積、又は、主として農業活動に使用されている面積である。ただし、2008年に単一支払、単一面積支払を受給す

る権利を付与された面積であって、野鳥の保護、水管理政策の EC 指令などにより既に前段の適格の定義に適合していない面積、EC 規則等に基づく植林、休耕の面積も含む。

(受給権の配分等)

現行の単一支払の受給権は2013年12月31日で失効し、新しい基礎支払の受給者は、① 初期配分、② 加盟国予備枠、③ 譲渡、のいずれかから受給権を得た農業者となる。

① 受給権の初期配分

受給権の初期配分を受けるには、2014年5月15日までに基礎支払受給権の配分申請を行わなければならない。

基礎支払の受給権が初期配分される農業者は、2011年において、

(a) 単一支払 (SPS) の下で少なくとも 1 ヘクタール分の受給権を発効 (activate) させた農業者

(b) 単一面積支払 (SAPS) の下で支払を請求 (claim) した農業者
のいずれかであって、かつ、2009年直接支払規則と活動農家の条件に適合している者である。

ただし、2011年において、(a)単一支払の受給権の発効を行っていなかった農業者で、果実、野菜、葡萄のみ生産していた者、(b)単一面積支払の支払請求を行っていなかった農業者で、2003年6月時点で適正農業状態 (73/2009) に適合してなかった農地のみを有していた者については、活動農家の条件を満たし、直接支払の受給権を有していた農業者であれば、受給権の初期配分を受けることができる。

このように、受給権の初期配分は、2014 年が新しい基準年となるが、投機を防ぐため 2011 年の直接支払受給者とリンク付けされる。

② 受給権の予備枠

加盟国は、基礎支払の適用初年度において、予備枠を確保するために、基礎支払シーリングを3%以内の範囲で定率 (linear percentage) 削減する。ただし、2014年の青年農業者に対する配分のため必要がある場合はこの限りではない。

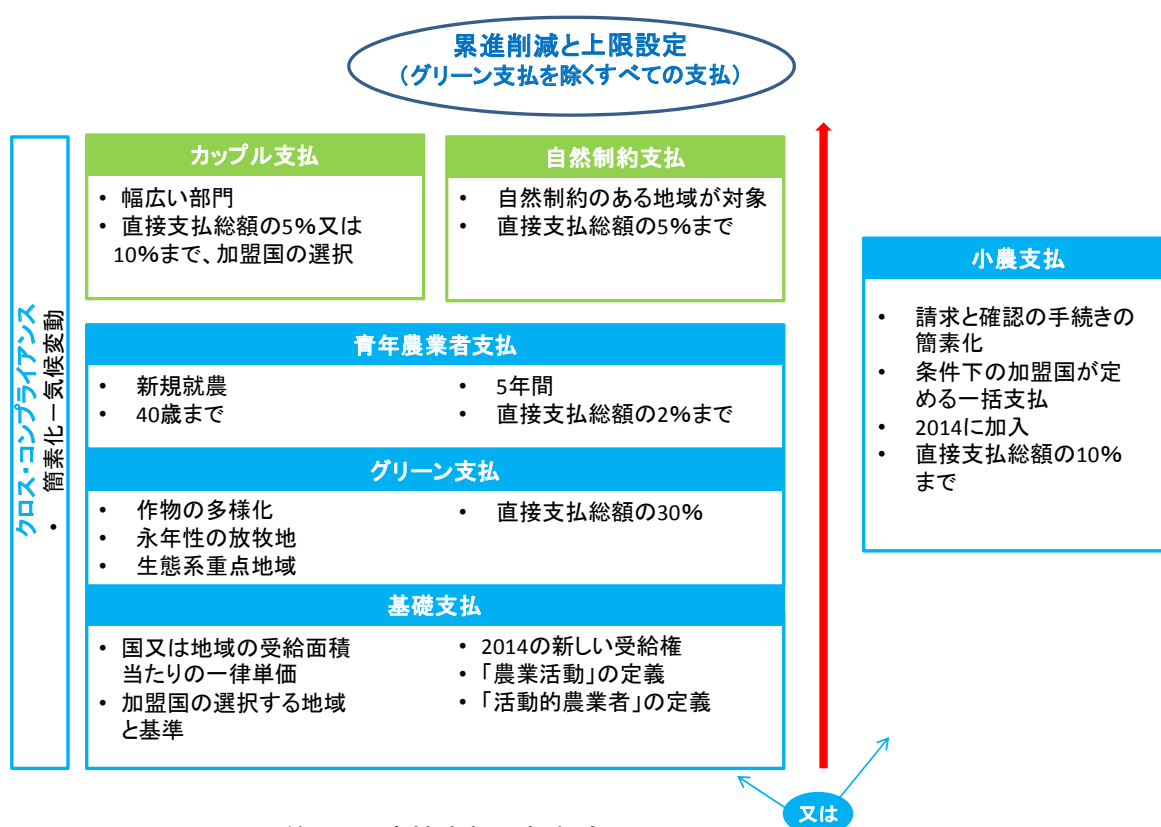
加盟国は、予備枠を新規就農する青年農業者に対して、予備枠の受給権を優先的に配分する。このほか、予備枠は、次の場合に用いることができる。

(a) 再編・振興事業地域において耕作放棄防止、特定の不利条件補償を行う公的介入方式に関連した農業者への受給権配分

(b) 或る年に予備枠が加盟国シーリングの3%を超えた場合の基礎支払受給権単価の定率増加。

③ 受給権の譲渡

受給権は、相続による場合を除き、同一の加盟国に定住している農業者に対してのみ譲渡することができる。ただし、相続の場合であっても、受給権はそれが設定された加盟国においてのみ使用することができる。受給権は、同一の地域の中のみ、又は、同一加盟国におけるヘクタール当たりの調整後の受給権単価が同一の地域の間においてのみ譲渡することができる。



資料：EC(2011m)

3) グリーニング支払

基礎支払の受給権を付与された農業者は、その適格ヘクタールの上で、①作物の多様化、②既存の永年牧草地の維持、③生態系重点地域の確保などの「気候と環境に有益な農業慣行（以下では「グリーニング基準」という。）」を遵守することが義務づけられる。このグリーニング基準を遵守すると、「グリーニング支払」が上乘せされ、支払われる。

現時点での欧州委員会方針によると、グリーニング基準の不遵守の場合、農業者は、グリーニング支払は全部を失い、基礎支払は一部を失うということとされている。

グリーンング支払には、加盟国シーリングの30%が割り当てられる。また、グリーンング支払の受給額は、気候・環境対策を促進する観点から高額受給額の累進削減、上限設定の対象から除外されており、高額受給者であっても全額を受給できる。

(グリーンング基準)

グリーンング基準の具体的な内容は次のとおりである。

① 作物の多様化

3ヘクタールを超えた農地*であって、そのすべてが牧草生産、休耕又は休耕栽培に使用されているのではない農地には、少なくとも三種の異なる作物を作付けなければならない。そのいずれの作物も農地の5%未満であってはならず、主たる作物は70%を超えてはならない。

〔(参考) EUの農業法では、「agricultural area」は、耕作地、永年牧草地又は永年性作物に使用されている用地をいう。ここでは「農用地」と訳している。また、「arable land」は、作物生産のため耕作される土地、又は、作物生産の用に使用されうる用地であって、EC規則に基づいて作付けをしていない用地（休耕を含む。）をいう。ここでは「農地」と訳している。〕

② 既存の永年牧草地の維持

農業者が2014年に永年牧草地として申告した経営面積は「永年牧草地の基準面積」とされ、農業者はこれを永年牧草地として維持しなくてはならない。なお、永年牧草地の基準面積のうち5%までは転用することができる。

③ 生態系重点地域の確保

農業者は、永年牧草地を除いた適格ヘクタール数の少なくとも7%を生態系重点地域（休耕地、棚地、景観地、緩衝用の細長い区画、植林地）として確保しなくてはならない。

このほか、野鳥保護のEC指令（92/43/EEC、2009/147/EC）、有機農業のEC規則（834/2007）を遵守する生産者については、生態系への便益を供していると見なされ、これらの追加的な要件を必要としない。

(グリーンング基準の環境、気候への効果)

法案が作成されるまでの検討段階において、「作物の多様化」は、「作物の輪作」として議論されてきていたが、途中で変更された。欧州委員会は、この変更の理由を確認作業（control）の問題があったからとしている。作物の輪作であると、第一年、第二年、第三年と毎年確認し照合していかななくてはならず、確認作業が複雑になるが、作物の多様化であれば、その年の作付け状態をスポットで確認するだけで足りるから、確認作業の軽減の

観点から変更をしたということである。また、欧州委員会は、一作物の作付上限70%という数字については論理的な根拠はないと語っていた。

このため、欧州委員会の『影響評価』においては⁽³⁾、「作物の輪作」の影響として評価されている部分がある。これによると、「作物の輪作」については、土壌有機物の増加による土壌の炭素隔離、窒素肥料の投入必要量の減少によるグリーンハウスガス放出削減などを通じて気候変動の緩和に貢献するとされている。また、モノカルチャーに比較して、浸食の減少、有機物の増加、土壌の質向上、雑草、病虫害の減少など環境上の効果があるとしている。

『影響評価』において「永年牧草地の維持」は、異種の牧草からなる二酸化炭素の吸収源、土壌浸食の防止、野生生物の生息地保全や、養分の定着、土壌の有機質による養分の定着、水量の調節、景観の維持など環境保全、気候変動、風景維持に効果があるとしている。

「生態系重点地域の確保」については、農業総局の持ち出し案は5%であったが、環境担当欧州委員、気候担当欧州委員が10%を主張したので、調整の結果10%となったということである。フランスの関係者は、5%ならば現状のままでよいが、7%になると追加的に生態系セットアサイドを行う必要があるとしている。5%と7%の差は、農業者にとっては、結構大きいかもしれない。

『影響評価』では、「生態系重点地域の確保」は、生物多様性の保全として、異なる種の生息地、種の増加、生息地の結合性、自然資源の保全として、窒素、リン、農薬等による汚染の削減、土壌浸食の防止、水質の向上、気候変動の緩和として、肥料の投入要量削減、土壌有機物の増加、保水の増加などの有益な効果があるとしている。

欧州委員会の例示しているグリーンング義務の効果

① 作物の輪作

○ 気候安定

土壌有機物の増加（→土壌に炭素隔離、窒素肥料投入要量の減少→GHG放出削減）

○ 環境保全

浸食の減少、有機物の増加、土壌の向上、雑草・病虫害の減少

② 永年牧草地の維持

○ 気候安定

異種の牧草による二酸化炭素の吸収源、

○ 自然資源の保全

土壌浸食の防止、水量の調節、土壌の有機物による養分の定着、

○ 生物多様性

野生生物の生息地保全

○ 景観維持

景観の維持

③ 生態系重点地域の確保

○ 気候安定

土壌有機物の増加、肥料の投入要量削減、保水の増加などの有益な効果

○ 生物多様性

異なる種の生息地、種の増加、生息地の結合性、

○ 自然資源保全

1. 窒素、リン、農薬等による汚染の削減、土壌浸食の防止、水質の向上、

（グリーンング基準の遵守義務）

グリーンング基準遵守と基礎支払受給との関係は、次期CAP改革案の核心に関わる論点である。欧州委員会は、グリーンング義務を遵守していなければ、30%相当のグリーン支払を失うのみならず、基礎支払も部分的に失うという制裁措置を課するという方針を加盟国に対して示している。既述したように、農業者が、気候変動緩和、環境保全等に資するグリーンング基準を実行した場合にのみ、基礎支払とグリーンング支払という直接支払の主要部分を受給することができるよう制度が設計されているということである。こうして、新しい直接支払は、農業者の気候変動緩和、環境保全等の公共財供給に対する支払として再定義され、次期改革のコンセプトである「農業振興から公共財供給へのパラダイムシフト」が図られる。

（参考）EUの例示している農業の「公共財機能」

- ・ 景観、生物多様性、水管理、耕地機能の維持
- ・ 気候の安定、空気の質の維持、
- ・ 地域の活性化

なお、グリーンング基準の不履行があったとき、具体的に基礎支払のどれだけを失うかは、今後の決定に委ねられている。また、この制裁措置は、改革法案に規定されておらず、別の実施規則に委ねられることになっている。これは、クロス・コンプライアンス導入時の経験を踏まえ、規則施行後に発生した不都合に機動的に微修正すること想定しているためである。⁽⁴⁾

グリーンング支払は、既存の環境指令遵守にとどまるクロス・コンプライアンスを上回るものであり、その制裁措置のあり方も含め、農相理事会、欧州議会において議論が集中している事項である。

グリーンング支払導入の背景には、次期中期財政フレームにおいて、ユーロ危機の下で、現行並みの農業予算を確保するには、直接支払が、単なる農業者の所得支持ではなく、EU

の優先政策に沿いつつ、EU域内の国民が等しく受益する環境保全、気候安定などの公共財の供給を促進するための支払であると再定義して、直接支払の正当性を確保するということがあった。同時に、農業者は、環境保全、気候安定のための追加基準の遵守という義務を負うことになる。

（グリーンング支払のWTO通報分類）

欧州委員会は、グリーンング支払に関し、WTO農業協定のグリーンボックス「デカップル所得支持」の適格性を確保するため、グリーンング部分のデカップルされた性質は保護されなければならない。この観点から、生産自体又は生産品目に対するリンク、例えば、作物の輪作等において、特定の作物の有無を条件とすることは、環境上正当化されたとしても、避けられなければならないとしている。また、グリーンング支払に関しては、WTO農業協定の「環境支払」の額が「施策に従うことに伴う追加の費用又は所得の喪失に限定される」とされているので、この「環境支払」を適用することはできないとしている。（Impact Assessment Annex 2 p17）

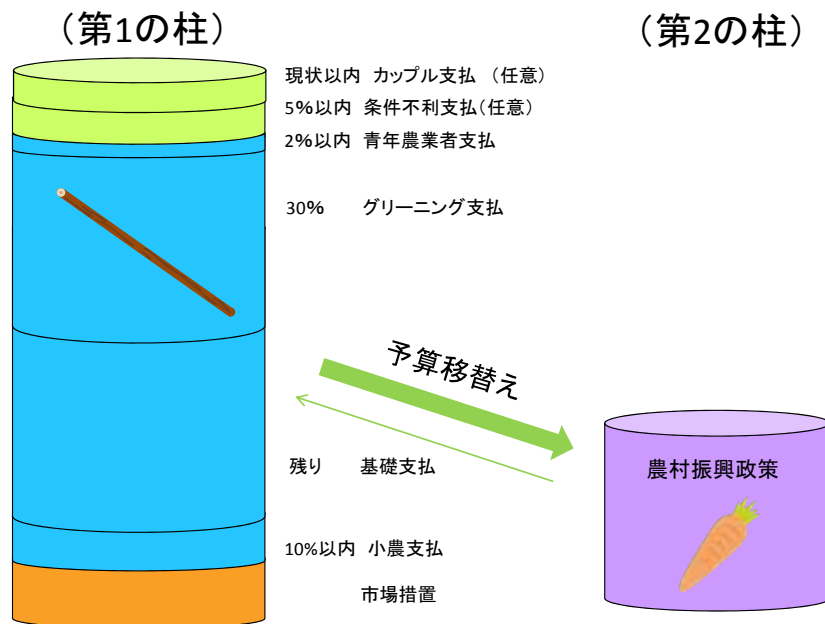
つまり、グリーンング支払は、「環境支払」ではなく、「デカップル所得支持」としてWTO通報されることになる。

（第一の柱と第二の柱における環境対策との関係）

環境の保全、気候の安定化のための対策は、これまで第二の柱の中で行われてきていたが、第一の柱に、環境、気候対策としてグリーンング支払が導入されたことで、この両者の関係がどう位置づけられるのかにつき、論議を呼んでいる。

改革法案の第二の柱（農村振興政策）における「農業-環境-気候の事業」は、加盟国の義務事業であり、その事業交付金は、農業地について一つ以上の農業-環境-気候の誓約事項からなるプロジェクトを実施する農業者等に支払われる。この誓約事項は、「クロス・コンプライアンス、グリーンング基準、加盟国の法令で定められた肥料、植物防除などの基準を上回る内容のもののみが対象」とされる。つまり、第一の柱のグリーンング支払よりも、より高い水準の環境基準の実行に対して支払われることになっている。

欧州委員会の担当局長は、第一の柱と第二の柱の関係について、第一の柱を棒で喻え、第二の柱をエンジンで喻えて説明していた。棒で農業者を叩き、遵守すべき事項を守らせる。そして、エンジンによって、一部の農業者に更に支払いを行い、より高い水準の環境便益供給を促すということである。第一の柱にこれらの措置を導入したのは、EUの領土全域においてすべての農業者に義務的な形でカバーさせる必要があるからであるとのことであった。



第5図 次期CAP改革法案の内容

資料：筆者作成

4) 青年農業者支払

EU では農業者の高齢化にともない 40 歳未満の農業者は全体の 14%に低下している（日本は、2010 農業センサスで 6.8%。）。CAP では、これまで、青年農業者の新規就農対策は、第二の柱の農村振興政策の中で実施してきたが、次期CAP 改革法案においては、新たに、第一の柱における直接支払の一形態として、青年農業者の新規就農に対する「青年農業者支払」が導入される。これは、加盟国が、基礎支払、グリーニング支払とともに、義務的に設定する支払である。青年農業者支払は、新規就農する青年農業者に対する所得支持を通じ、EU 農業の競争力を向上させるものであるとされている。

まず、「青年農業者」とは、「経営の長として初めて農業経営体を立ち上げる者、又は、基礎支払の初回申請前の 5 年間に既に経営を立ち上げた者、であって申請提出の時点で 40 歳未満である者」と定義される

青年農業者支払は、新規就農した青年農業者の基礎支払に対して、新規立上げ後の 5 年間にわたり、その受給権単価の平均額の 25%に、その発効させた受給権ヘクタール数を乗じた

額を上乗せする。ただし、受給権ヘクタール数は、当該加盟国の平均農業規模が上限とされ、農業規模が 25 ヘクタール以下の加盟国では 25ha が上限とされる。

第4表 農業経営体の平均規模

加盟国	農業経営体の平均規模（ヘクタール）
ベルギー	29
ブルガリア	6
チェコ	89
デンマーク	60
ドイツ	46
エストニア	39
アイルランド	32
ギリシャ	5
スペイン	24
フランス	52
イタリア	8
キプロス	4
ラトビア	16
リトアニア	12
ルクセンブルグ	57
ハンガリー	7
マルタ	1
オランダ	25
オーストリア	19
ポーランド	6
ポルトガル	13
ルーマニア	3
スロベニア	6
スロバキア	28
フィンランド	34
スウェーデン	43
イギリス	54

資料： EC (2011a)

青年農業者支払は、該当農業者が受給権を発効させることによって、最長5年間にわたり毎年交付される。ただし、新規就農から初めの申請提出までに既に経過した年数については交付されない。

加盟国が青年農業者支払に割り当てる額は、加盟国シーリングの2%までとされる。支払が2%を超える時は、2%以内に収まるよう支払単価を定率削減する。

5) 条件不利地域支払

特定の自然制約下にある地域における農業の維持可能な発展を促進するため、第二の柱の関連事業を補完するものとして、第一の柱において条件不利地域に対する追加所得支持をデカップル面積支払の形で行いうることとされた。これは、自然条件不利地域を含む EU の全領域が成長、発展すべきであるという意見に沿ったものである。

加盟国は、その選択により、加盟国シーリングの5%以内で「自然条件不利地域支払」を交付することができる。「自然条件不利地域」の定義は、第二の柱の農村振興政策における定義が適用される。

「自然条件不利地域」とは、(1) 山岳地域、(2) 山岳地域以外で重大な自然制約に直面している地域、(3) 特定の制約により影響を受けているその他の地域、という範疇の地域であって、加盟国により指定された地域である。このうち、(3) の特定制約地域は、加盟国の土地の10%までに制限されている。この定義には、更に詳細な数値基準がともなっている。⁽⁵⁾

条件不利地域支払を選択した加盟国は、基礎支払の受給権が付与されており、かつ、その経営体の全部又は一部が自然制約地域にある農業者に対し、この支払を交付することができる。この場合、加盟国は、該当する全部の地域に支払を交付することもできるし、客観的、無差別な基準に基づいて、支払の地域を一部に限定することもできる。

加盟国は、今後条件不利支払を選択するか否かを決定することになるが、フランスについては、サルコジ大統領の下では、これを選択しない方針であるとのことであった。ただし、2012年の大統領選挙で政権が変われば、この方針が維持されるか否かは不明としている。

6) 任意カップル支払

EUは、2005年以降、カップル支払をデカップル支払に順次移行させてきていた。しかし、今回の改革においては、地域社会の構造維持や活性化のために、特定の品目の生産の維持が重要であって、カップル支持なしには生産が消滅するおそれのある特定地域の特定の品目については、加盟国は、限定された額のカップル支払（特定作物にリンクした支払）交付を選択できる。

カップル支払に割り当てることのできる額は、加盟国によって異なり、現在カップル支払を0-5%使用している加盟国にあつては5%以内、現在カップル支払を5%以上使用している加盟国にあつては10%以内、更に、欧州委員会は、加盟国がその正当性を示すことができるなら、より高い率を認めることができるとされている。

7) クロス・コンプライアンス

環境、動物愛護、植物・動物衛生基準の基礎的な基準の遵守を直接支払の要件とするクロス・コンプライアンスは、基準が整理され簡素化された。農業者に関連しない要素などが整理され、法令管理条件（SMR）の数が18から13に削減され、適正農業・環境状態（GAEC）の数が15から8へ削減された。

クロス・コンプライアンスは、小規模農業者支払を除くすべての支払に義務づけれる。

クロス・コンプライアンス（共通遵守事項）

（SはSMR、GはGAEC）

環境、気候変動、適正農地条件

（水）

S1 野鳥の保全、硝酸肥料により引き起こされる汚染からの地下水の保護指令

G1 水流に沿った緩衝用の細長い土地の確保

G2 灌漑水使用の認可手続きの遵守

G3 汚染からの地下水の保護等

（土壌と炭素貯留）

G4 最低限の土壌被

G5 浸食を制限する用地の特定条件を反映した最低の土地管理

G6 耕地の刈り株焼きの禁止を含む土壌有機物水準の維持

G7 初耕起の禁止を含む湿地と炭素の多い土壌の保護

（生物多様性）

S2 野鳥の保護指令

S3 野生植物と野生生物の自然生息地の保全指令

（最低限の景観維持）

G8 垣根、池、溝、直線に並んだ樹木などの景観特徴の保持

公衆衛生、動物衛生、植物衛生

（食品安全性）

S4 食品安全法令の遵守規則

- S5 ホルモン等の物質を含む牧畜の禁止指令
(家畜の識別と登録)
- S6 豚の識別、登録に関する指令
- S7 牛の識別、登録と牛肉等の表示に関する指令
- S8 羊、山羊の識別、登録に関する指令
(植物病)
- S9 BSE規則
- S10 植物防除製品規則

動物愛護

- (動物愛護)
- S11 牛の保護のための最低基準指令
- S12 豚の保護のための最低基準指令
- S13 家畜の保護のための最低基準指令

8) 小規模農業者支払

EUでは、3ヘクタール以下の小規模農業者は、全農地の3%を使用しているにすぎないが、受給者の三分之一を占めている。小規模農業者支払は、行政事務の負担軽減のための措置として、設けられた。これにより、小規模農業者にとっても、その手続事務の軽減は図られる。欧州委員会は、「小規模農家の保護あるいは小規模農家を直接支払の対象から将来的に外していくといった構造政策的な思惑はない」としている。

2014年に配分された受給権をもち、直接支払受給の最低条件（直接支払額100ユーロ以上、適格ヘクタール1ヘクタール以上）を満たす農業者は、簡略化された「小規模農業者支払」を選択することができる。

小規模農業者スキームを選択する農業者は、2014年10月15日までに申請する。同日までに申請をしなかった農業者、後にこれを取り消した農業者、農村振興政策の「小規模農業者支払受給者の経営移譲に対する支払」を選択した農業者は、小規模農業者支払を受ける権利を失う。

この小規模農業者支払を選択した農業者は、クロス・コンプライアンスのCAP上の制裁、グリーンング基準遵守の義務から免除される一方、基礎支払、グリーンング支払、条件不利支払、青年農業者支払、カップル支払の他の第一の柱の直接支払は受給できなくなる。

毎年の小規模農業者支払額は、次のいずれかの水準に設定される。

(a) 加盟国の平均受益者当たり支払額の15%未満の額。ここで、平均受益者支払額は、「2019年加盟国シーリング」を「受給権を得た農業者数」で除した額である。

(b) 加盟国の平均ヘクタール当たり支払額に、該当ヘクタール数（最大3ヘクタール）を乗じた額。ここで、平均ヘクタール支払額とは、「2019年加盟国シーリング」を「2014年の

申告適格ヘクタール数」で除した額である。

小規模農業者支払の額は、500ユーロ以上1,000ユーロ以下とする。上の計算結果が、500ユーロ未満のときは500ユーロへの切上げ、1,000ユーロを超えるときは、1,000ユーロへの切下げを行う。(例外として、キプロス、マルタの最低額は200ユーロ。)

小規模農業者支払を受けている農業者が2014年に発効させた受給権は、小規模農業者支払を受給している期間にわたり発効させたと見なされる。農業者は、小規模農業者支払を受けている期間、最低条件である1ヘクタール以上、かつ、所有する受給権ヘクタール以上の適格ヘクタール数を有していなければならない。

加盟国は、小規模農業者が支払を受けたであろう基礎支払、グリーンング支払、青年農業者支払、条件不利地域支払、カップル支払の額をそれぞれの支払の総額から差し引く。小規模農業者支払に要する額と上の差し引き額の差は、支払の定率削減によって調整される。また、小規模農業者支払に要する額が、加盟国シーリングの10%を超える場合には、支払額の定率削減を行い、10%以内に抑える。

なお、欧州委員会は、小規模農業者支払の支払総額は、加盟国直接支払総額シーリングの10%を超えることはないかもしれないとしている。⁽⁶⁾また、小規模農業者支援策としては、農村地域振興政策においても、経済開発のための小規模農業者に対する助言のための資金、小規模農業者地域に対する再編交付金を利用できる。

9) 活動農業者 (active farmer)

「活動農業者」の規定は、スコットランドなどで狩猟用の原野を保有しているだけの大地主や、空港、鉄道会社、不動産会社、スポーツ・グラウンド経営者など、実質的な農業活動を行っていない者が多額の直接支払を受給していることは正当でないという欧州会計監査院の勧告等を受けて導入されたものである。

農業活動を行っていない者が直接支払を受給できるようになったのは、直接支払をWTO農業協定の「デカップル所得支持」の定義に適合させるために、農業生産から切り離されていることが必要となり、「農業活動」の定義に、通常の農業生産活動に加えて、「放牧、耕作に適した状態に農用地が維持されていること」等を含めたことに起因している。ここから、スコットランドのように運用の緩い加盟国において、何もしていない者が多額の直接支払を受給しているという事例が発生してきた。

活動農業者の規定は、すべての非農業収入に対する直接支払の比率が5%未満の申請者、主に牧草、耕作の適地として自然に保たれている農地につき加盟国が定める「最小活動」を行っていない申請者を支払対象から排除している。ただし、小規模農家の受給は妨げず、直接支払額が5,000ユーロ未満の農業者にこの規定は適用されない。

活動農業者の定義も、「デカップル所得支持」に適合するよう、農業生産には直接リンクしないよう配慮されている。

欧州委員会は、活動農業者の定義に関し、数量評価を行うための情報が限定されていること、兼業農業者を含む「正真正銘の農業者」を除いてしまうおそれがあること、加盟国によって状況が異なることなどの難しい問題があると述べている。(注。「影響評価附属書3」 pp. 69-70.)

また、活動農業者の定義を適用した場合の影響について、欧州委員会は、加盟国には徴税統計等あるかもしれないが、評価に使用しうるデータがないので現時点ではその影響範囲は不明であるとしている。

活動農業者の定義の規定は、困難をともなった模様であり、法案公表の1カ月前の2011年9月の時点で、加盟国に事前協議を行った内部資料では、活動農家の定義は、「農業活動収入／全収入」を5%未満とすることとなっていた。

10) キャッピング

(直接支払の累進削減と上限設定 progressive reduction and capping)

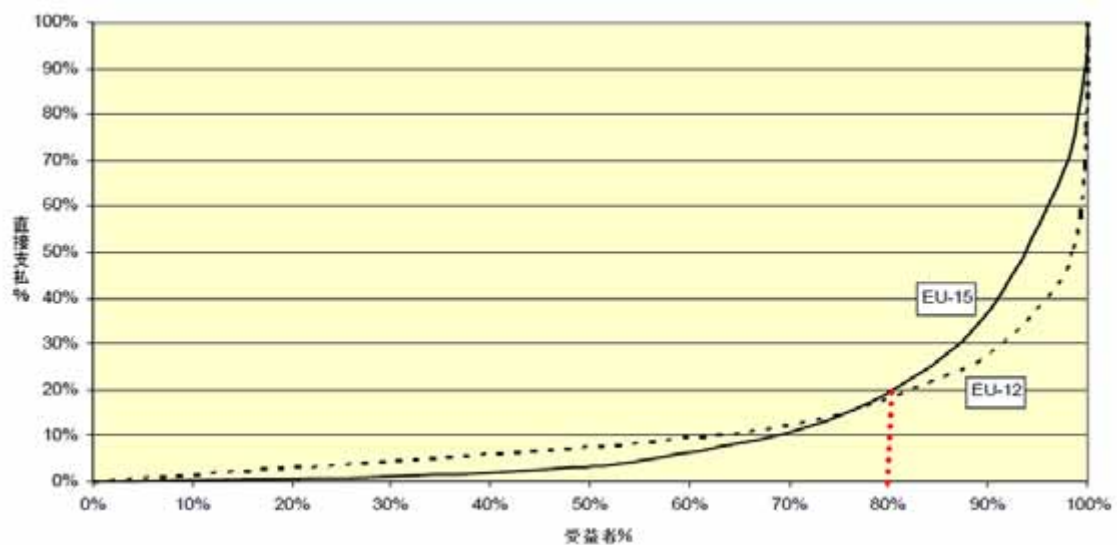
農業者に支払われる暦年の直接支払額は、15万ユーロから累進的に削減され、30万ユーロで上限に達する。

150,000ユーロを超え200,000ユーロまでの部分は、	20%削減
200,000ユーロを超え250,000ユーロまでの部分は、	40%削減
250,000ユーロを超え300,000ユーロまでの部分は、	70%削減
300,000ユーロを超える部分は、	100%削減

累進削減と限度設定の基準となる直接支払受給額からは、グリーンング支払、前年の給与支払額(税、社会保障を含む。)が控除される。すなわち、基準となる直接支払受給額に、基礎支払、条件不利地域支払、青年農業者支払(小規模農業者支払受給が15万ユーロを超えることない。)は含まれるが、環境保全対策促進の観点からグリーンング支払は控除され、地域雇用促進の観点から雇用労働者に対する給与支払も控除される。

第一の柱の高額受給削減により捻出される額は、第二の柱に移し替えられ、技術革新を促進する事業に充てられる。

欧州事務局の『影響評価』によると、2009年度において、受益者の80%は、5,000ユーロ以下を受給し直接支払総額の20%を受け取っている。また、受給者の0.5%は、100,000ユーロ以上を受給し直接支払総額の16%を受け取っている。



第6図 直接支払受給者の累積分布

資料：EC(2011h)Annex3

つまり、直接支払受給者の20%が支払総額の80%を受け取っているということである。2003年改革以降、モジュレーションによる高額受給者に対する受給制限が導入されているものの、依然として少数の受益者が高い割合の直接支払を受け取っていることが分かる。

大規模農家に関しては、規模の利益があるので、所得支持が規模と比例的である必要はないという議論がある一方、小規模農家に関しては、多くの農村地域の活性化に極めて重要な役割を果たしており、また、所得支持に対する必要性が高いという議論がある。今回の措置は、こうした議論を踏まえて導入されたものである。

また、欧州委員会の『影響評価』には、30万ユーロの上限設定の下で給与支払を控除した場合の影響試算がある（p49）。これによると、受給総額に対する削減の影響が大きい加盟国は、ブルガリア（5.4%）、イギリス（3.8%）、ギリシャ（2.8%）が最も大きく、次いで、ハンガリー（1.8%）、ルーマニア（1.7%）、スロバキア（1.7%）、スペイン（0.7%）への影響が大きい。残りの国にはほとんど影響がなく、リトアニア（0.2%）、チェコ（0.1%）、ドイツ（0.1%）でわずかに影響があり、それ以外の加盟国への影響は、0.0%となっている。右側の所得変化率も同様の傾向を示している。

容易に想像されるとおり、このキャッピング（上限設定）に強く反対している加盟国は、イギリスであり、ブリュッセルでは、活動農業者、キャッピングは、基本的にイギリスの問題として認識されている。

第5表 受給額上限設定の影響

	第1の柱の支払総額に占める 上限設定による削減額の比率	2020年所得の変化率
	30万ユーロの上限設定。 雇用賃金の控除。	30万ユーロの上限設定。 雇用賃金の控除。
ベルギー	0.0%	0.00%
ブルガリア	5.4%	-2.10%
キプロス	0.0%	0.00%
チェコ	0.1%	-0.10%
デンマーク	0.0%	0.00%
ドイツ	0.1%	0.00%
ギリシャ	2.8%	-0.80%
スペイン	0.7%	-0.20%
エストニア	0.0%	0.00%
フランス	0.0%	0.00%
ハンガリー	1.8%	-0.70%
アイルランド	0.0%	0.00%
イタリア	0.0%	0.00%
リトアニア	0.2%	-0.10%
ルクセンブルグ	0.0%	0.00%
ラトビア	0.0%	0.00%
マルタ	0.0%	0.00%
オランダ	0.0%	0.00%
オーストリア	0.0%	0.00%
ポーランド	0.0%	0.00%
ポルトガル	0.0%	0.00%
ルーマニア	1.7%	-0.50%
フィンランド	0.0%	0.00%
スウェーデン	0.0%	0.00%
スロバキア	1.7%	-0.90%
スロベニア	0.0%	0.00%
イギリス	3.8%	-1.40%
EU-27	0.8%	-0.20%

資料：EC (2011h)

(3) 市場措置

1) 市場介入

次期改革法案では、通常の市場介入、入札買入については、現行制度と変わることはないが、以下に概要を掲げておく。

(a) 普通小麦、大麦、トウモロコシ

(基準価格 reference price)

101, 31€/t

(発動メカニズム)

300万トンまで基準価格買入、300万トンを超えると入札買入。

(対象期間)

11月1日から5月31日まで

(基準買入価格の数量シーリング)

300万トン

(b) 他の穀物

(基準価格 reference price)

他の穀物は101,31€/t。コメは150€/t

(発動メカニズム)

欧州委員会決定による数量シーリング拡大。

(対象期間)

他の穀物は11月1日から5月31日まで。コメは4月1日から7月31日。

(基準買入価格の数量シーリング)

0トン (他の穀物、コメ)

(c) 脱脂粉乳

(基準価格 reference price)

169,80€/100kg

(発動メカニズム)

109,000トンまで基準価格買入、これを超えると最低価格なしで毎月入札。

(対象期間)

3月31日から8月31日まで

(基準買入価格の数量シーリング)

109,000トン

(c) バター

(基準価格 reference price)

246.390€/100kg (左の90%で買入。)

(発動メカニズム)

30,000トンまで基準価格の90%で買入、これを超えると同90%以下で毎月入札。

(対象期間)

3月31日から8月31日まで

(基準買入価格の数量シーリング)

30,000トン

(e) 牛肉

(基準価格 reference price)

1,560€/100kg以下で買入。(基準価格は2,224€/t。)

(発動メカニズム)

加盟国の市場価格水準が2週間以上1,560€/tを下回る。

(対象期間)

1 年中

(基準買入価格の数量シーリング)

30,000 トン

このほか、欧州委員会は、民間保管助成として、牛肉、バター、脱脂粉乳、豚肉、羊肉、山羊肉、白砂糖、オリーブ油、亜麻繊維について、平均市場価格と基準価格、特に困難な市場状況に対応する必要性などを考慮して、交付することができる。

牛乳の割当とワインの作付権の期限は終了するが、残る砂糖の割当制度は2015年9月末に期限が終了することになっている。欧州委員会は、割当をやめることが砂糖部門に長期展望を与える唯一の選択肢であるとしている。割当が終了すれば、砂糖は民間在庫助成の対象になり、精糖工場と農業者との間の合意について一般的な規定が設定される。

2) 生産者組織

改革法案には、既に2010年末からの乳製品提案（文書契約義務とフード・チェーンにおける交渉力強化）と産地概念を含む品質市場規格に関する提案も反映されている。フードチェーンにおける農業者の交渉ポジションを向上させるため、欧州委員会は、部門のよりよい組織化を求めている。生産者組織と部門間組織の承認に関するルールは、すべての部門に拡張されている。

加盟国は、生産者の発意による生産者団体を承認することができる。生産者団体は、①品質、数量に関する生産計画、需要への調整、②供給の集中と組織成員による生産物の市場出荷、③生産コストの最適化と生産者価格の安定、④維持可能な生産方法と市場開発に関する研究、⑤環境により耕作慣行と生産技術の促進、提供、⑥特に水質、土壌、景観、生物多様性の保全のための副産物、廃棄物の管理、⑦気候安定のための自然資源の維持可能な使用への貢献、のうち一つ以上を目的としていることが必要である。また、同様に、部門間の組織も、承認することができる。

市場の要求に見合った供給の調整（市場隔離措置は除く。）を促進するため、欧州委員会は、植物、牛肉、仔牛肉、豚肉、羊肉、山羊肉、卵、鶏肉について、品質向上、生産、加工、流通の組織化、市場価格趨勢の記録促進、使用した生産手段に基づく短期、長期の予測を樹立する措置を実施する。

3) 例外措置

(a) 市場擾乱に対する措置

EUの域内、域外の市場における価格の著しい乱高下などによる市場攪乱の脅威に対して、効率的、効果的に対処するため、欧州委員会には、必要な措置を実施する委任された法行為（delegated acts）を採択する権限が与えられる。かかる措置は、必要な範囲と期間について、市場措置の通常規則に規定された他の措置の範囲、期間などを拡大、修正することができる。

(b) 動物病、公衆・動植物衛生による消費者の信頼喪失に関連した市場支持措置

欧州委員会は、動物病、公衆、動植物衛生による消費者な信頼喪失に関連し、実施法行為（implementing acts）によって、次の例外的な支持措置を採択することができる。

(i) 動物病の蔓延を防ぐため措置の適用から生じる可能性のある域内貿易と域外貿易に関する規制を考慮した影響を受けている市場に対する例外的な支持措置

(ii) 公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失に直接起因する深刻な市場攪乱を考慮した例外的な支持措置

対象品目は、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉、卵、鶏肉であるが、

(ii) の公衆衛生、動植物衛生のリスクによる消費者の信頼喪失は、他のすべての農産物（馬肉、馬鈴薯、コーヒー等一部例外あり。）に適用される。

これらの措置は、当該加盟国が、病気撲滅のため迅速に保健、獣医措置を講じたときのみ、当該市場を支持する必要がある範囲および期間に限り、講じられる。

欧州委員会は、加盟国が上の措置に要した額の50%を補助する。ただし、口蹄疫の防除を行うときには、牛肉、子牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、羊肉、山羊肉について、かかる支出の60%を補助する。

(c) 特定の問題

欧州委員会は、実施法行為によって、特定の問題を解決するために必要かつ正当化される緊急措置を採択することができる。これらの措置は、この規則の規定から、厳密に必要な範囲でのみに限り、かつ、厳密に必要な期間の間のみに限り、逸脱することができる。

4) 農業部門の危機予備費

次期CAP改革法案では、市場措置については、通常の市場措置は第一の柱にとどまるが、第一の柱とは別枠として、危機予備費が設定され、著しい市場価格の上昇・下落等による市場攪乱に対応して、すべての部門に対する緊急措置を発動することができるようになっている。

農業部門の危機予備費から移し替えられる予算は、通常の市場展開を超えた環境の下で実行される措置に使用される。この予算は次の支出に充てられる。

- (a) 公的介入と民間保管補助
- (b) 輸出補助金
- (c) 例外的な措置

欧州委員会は、(b)の輸出補助金の特定の支出につき、通常の市場管理に属するものである場合には、予算を移し替えないことを決定することができる。

(4) 農村振興政策

「欧州 2020 戦略」の目的（維持可能な成長、スマートな成長、あまねく広がる成長）を達成するため⁽⁷⁾、農村振興基金に対する欧州農業基金は、新たな共通戦略フレームの中で、欧州地域開発基金、欧州社会基金、結束基金、欧州海事漁業基金も利用できるようになる。

農村振興政策においては、他の基金と同様に、その目標達成とリンク付けされ、6の優先政策に対する目標が設定される。更に、基金の約5%は「成果予備費」に留保され、これらの目標達成への前進が示された時のみに使われる。

加盟国による事業設計と、加盟国と共通負担する中期事業という農村振興政策のコンセプトは継承されるが、現行の3軸（経済、環境、社会の軸と各軸への最低支出額の条件）に代えて、次期期間では、EU 共通戦略枠組みを農村振興に適用した「6 優先政策」となり、その下で33の事業が実施される。また、加盟国は、農村振興政策シーリングの25%を土地管理及び気候変動対策に使うことが義務づけられる。

(6つの優先政策と焦点地域)

6 優先政策とそれぞれが焦点を当てる地域は次のとおりである。

① 知識移転と技術革新の促進

- (a) 農村地域における技術革新と知識蓄積の促進
- (b) 農業、林業、研究、技術革新の相互間の連携強化
- (c) 農林部門における生涯教育と職業訓練の促進

② 競争力の向上及び農家の存続可能性の向上

- (a) 重大な構造問題に直面している農家、とりわけ、市場への統合参加度の低い農家、特定の部門における市場指向の農家、農産物の多角化の必要がある農家の構造再編。
- (b) 農業部門の世代交替に伴う更新の促進。

③ フード・チェーン組織と農業のリスク管理の促進

- (a) 品質スキーム、地方市場における販売促進、短い供給路、生産者団体、横断的団体を通じて、一次産業生産者のフード・チェーンへの統合を進める。
- (b) 農家のリスク管理の支持

④ 農業、林業に依存した生態系の修復、維持、向上

- (a) 生物多様性（Natura2000地域、自然価値の高い農業を含む。）とヨーロッパの景観の状況の修復、維持
- (b) 水管理の向上
- (c) 土地管理の向上

⑤ 資源効率の向上低炭素及び気候回復可能な経済への移行

- (a) 農業による水利用の効率性向上
- (b) 農業と食品加工におけるエネルギー使用の効率性向上
- (c) 再生可能なエネルギー資源（副産品、廃棄物、残留物、その他の非食用物質）の供給と利用の促進
- (d) 農業からの窒素酸化物とメタン排出の削減
- (e) 農林業における炭素除去の促進

⑥ 農村地域における社会包摂、貧困削減、経済発展

- (a) 多角化の促進、新しい小企業と雇用の創出
- (b) 農村地域における地域発展の助長
- (c) 農村地域における情報・通信技術（ICT）の利用可能性、活用、品質の向上

これらの優先政策について設定された数量目標に対応して、加盟国は、農村振興政策の事業メニューを組合せて事業を設計する。予算上は、農村振興政策の加盟国分配にはほとんど変化がなく、EU 負担率は、未開発地域、海外領地とエーゲ海諸島では 85%、他の地域におけるほとんどの支払は 50%であるが、技術革新・知識移転、協同、生産者組織の設立、青年農業者の新規就農交付金、LEADER 事業に対しては更に高くなることもある。

また、次期改革の期間において加盟国は、青年農業者、小規模農業者、山岳地域及び短いサプライ・チェーンの対策に取り組むため、引き上げられた補助率のサブ事業を設計する選択肢が与えられる。

（農村振興政策の事業補助率）

CAP法案で定めている農村振興政策の事業のうち、約半分については、EUが補助額（ユーロ）と補助率の上限を定めている。それらは、次のとおりである。

アドバイス・サービス、農業経営・救済サービス

アドバイス 1 件当たり 1,500 ユーロ。

アドバイザーの訓練に対して 3 年間まで、200,000 ユーロ。

品質制度、農産物、食品

1 経営体当たり、1 年当たり 3,000 ユーロ。

物的資産投資

(農業部門)

適格投資額の 50% (低開発地域)、75% (海外領土)、65% (エーゲ海諸島)、40% (他の地域)

「青年農業者の新規就農」、「集団投資と統合プロジェクト」、「自然制約に直面している地域」、「EIP の枠内で補助される活動」に対しては、上の率は、最大補助率が 90% を超えない範囲で 20% 引き上げることができる。

(加工・販売)

適格投資額の 50% (低開発地域)、75% (海外領土)、65% (エーゲ海諸島)、40% (他の地域)。

「EIP の枠内の補助活動」に対しては、上の率は、最大補助率が 90% を超えない範囲で 20% 引き上げることができる。

自然災害により被害を受けた農業生産力の修復、適切な予防措置の導入

個々の農業者により実施される予防活動適格投資額の 80%

農業と企業の発展

青年農業者は 70,000 ユーロ、非農業企業は 70,000 ユーロ、小規模農家は 15,000 ユーロ。

農林システムの樹立

農林システムの樹立に対する適格投資額の 80%。

新林業技術と、林産物の加工、販売に対する投資

適格投資額の 50% (低開発地域)、75% (海外領土)、65% (エーゲ海諸島)、40% (他の地域)。

生産者組織の設立

(1,000,000 ユーロまでの販売生産額)

承認以後 5 年間の販売生産額の 10% (1 年目)、10% (2 年目)、8% (3 年目)、6% (4 年目)、4% (5 年目)。

(1,000,000 ユーロを超える販売生産額)

承認以後 5 年間の販売生産額の 5% (1 年目)、5% (2 年目)、4% (3 年目)、3% (4 年目)、2% (5 年目)。

上のすべての場合における年最高額は、100,000 ユーロ。

農業・環境

一年生作物、1年1ヘクタール当たり600*ユーロ。

多年生作物。1年1ヘクタール当たり900*ユーロ。

他の土地用途。1年1ヘクタール当たり450*ユーロ。

農業者に消滅の危機がある地域種。1年1畜産単位当たり200*ユーロ。

有機農業

一年生作物、1年1ヘクタール当たり600*ユーロ。

多年生作物。1年1ヘクタール当たり900*ユーロ。

他の土地用途。1年1ヘクタール当たり450*ユーロ。

Natura 2000と水枠組み指令支払

5年以内の初期間における1年1ヘクタール当たり最高額500*ユーロ。

1年1ヘクタール当たり最高額200*ユーロ。

水枠組み指令に対する1年1ヘクタール当たり最高額50ユーロ。

条件不利地域支払

1年1ヘクタール当たり最高額25ユーロ。

1年1ヘクタール当たり最高額250*ユーロ。

山岳地域における1年1ヘクタール当たり最高額300*ユーロ。

動物愛護

1家畜単位当たり500ユーロ。

林業・環境サービス、森林保全

1年1ヘクタール当たり200ユーロ。

収穫作物、動物、植物の保険

納付保険料の65%。

動植物の病害と環境事象に対する共済基金

適格コストの65%。

所得安定手段

適格コストの65%。

* 印の付いた額は、農村振興政策において正当化される特定の事情を考慮して、例外的な場合に引き上げることができる。

(第一の柱と第二の柱の予算移替え)

また、加盟国の選択として、第一の柱の予算の10%までを第二の柱へ移し替えることが可能となり、逆に、直接支払水準がEU平均水準の90%に未滿の12カ国（バルト三国など）は、第二の柱の予算の5%までを第一の柱に移すことが可能となる。

3. 農相理事会、議会農業委員会における議論

欧州委員会の改革法案が公表された直後の2011年10月から、農相理事会、欧州議会の農業・農村振興委員会において改革法案の審議が開始されている。議論の内容は、次の通りである。⁽⁸⁾

(全般)

改革法案全般については、多くの加盟国農相が、新しい直接支払の形式をめぐる、農業者と行政双方に手続負担が増加するという強い懸念を表明している。一方、活動農業者の定義、青年農業者支払、小規模農業者支払については、概ね肯定的に捉えられている。

(加盟国間の直接支払の分配)

バルト諸国は、加盟国間の直接支払の分配案に対して、怒りを持って反対した。直接支払の配分水準が、EU平均の90%未満のすべての加盟国、すなわち、ラトビア、エストニア、リトアニア、ルーマニア、ポルトガル、スロバキア、ポーランド、イギリス、スペイン、ブルガリア、スウェーデン、フィンランドが揃って反対意見を表明している。

欧州議会でも、バルト諸国の議員は、加盟国間の差を埋める速度が遅すぎると発言している。

(農業者間の分配公平化)

直接支払単価の地域方式への移行については、フランス、スペイン、イタリア、アイルランド、マルタ、ベルギーの農相は、加盟国の事情に合うよう地域方式の定義に一層の弾力性を与えることを求めている。

スペイン、イタリア、アイルランドの農相は、提案された直接支払が地域間のバランスを崩すおそれがあると懸念し、生産費の高い農業者に懲罰を与える結果になるとしている。アイルランド農相は、加盟国の生産状況に適した支払方式を設定できるよう弾力性を与えるべきであるとして、漸進的かつ経過措置により農業者が適用できるようにすべき求めている。

チェコ農相は、管理が容易であるとして、現行のSAPS制度の延長を求めている。

(グリーンング支払)

グリーンング支払について、フランス農相は、その予算配分率が過大である、イギリス農相は、食料需要の増加時の実質休耕7%は愚か、多数の加盟国農相は、制度が複雑化するなどの批判が集中している。

欧州議会の審議でも、ブルガリア議員が支払の30%は過大、スペイン議員（S&D）が加盟国の事情を考慮していない、イギリス議員（ALDE）、オーストリア議員他（EPP）が、生態

系のための7%実質休耕は、食糧安保に反し世界の飢餓を増大させるなど議員から非難を受けている。

（青年農業支払、小規模農業者支払）

青年農業支払、小規模農業者支払については、アイルランド、ポルトガル、キプロス、マルタ、フィンランド、リトアニア、ベルギー、ハンガリー、スロベニアの農相は、青年農業者支払と小規模農業者の措置を重視した。更に、ルーマニア、スペインは、直接支払シーリングに占める青年農業者支払の割合を2%より増額するよう求めている。

他方、スウェーデン農相は、加盟国間の多様な状況を踏まえて、これらの措置は加盟国の選択制とすべきとしている。

（カップル支払）

ベルギー、フランス、フィンランド、スロバキア、マルタ、キプロスが、品目特定のカップル支払の存続を支持した。しかし、スウェーデンは、不公正な競争を招くとして、反対している。

（活動農業者）

「活動農業者」の定義については、大多数の農相は、活動農業者のみが直接支払を受給するべきという点で合意している。他方、スペイン、フィンランドは、活動農業者の定義を認めず、フィンランドは「複雑になりすぎる。」として加盟国が定義を定めることを求めている

（受給上限の設定）

上限設定に反対したのは、イギリス、ルーマニア、スロバキアの数カ国であり、チェコは、特定の農業者を差別する「不自然な基準」に基づく差別措置に反対している。また、欧州議会において、上限設定については、ドイツ、チェコ、スロバキアの農相が反対を表明している。

（農村振興政策）

各国の農相は、研究開発と技術革新を重視した良好に機能する第二の柱を求めている。ハンガリー、チェコ、リトアニアの農相は、5%の成果予備費に対する留保を表明している。

多くの加盟国、とりわけ、ハンガリー、ポルトガル、ギリシャは、リスク管理手段の導入を歓迎している。

スウェーデン、フィンランド農相は、管理が極めて困難として、農業と林業の統合に反対している。

多くの加盟国は、簡素化が第二の柱でも行われるべきことを表明している。ハンガリー、

イギリスの農相は、農業者が成長に寄与するには、より多くの弾力化措置が必要だとしている。

（フランス・ドイツ共同宣言）

2012年2月に、フランス、ドイツは、次期CAP改革に関する共同宣言を発出した。⁽⁹⁾

これによると、両国は、第一の柱の再設計に当たり更なる弾力性が与えられるべきであるとしており、「地域特性」の一層の認識を指針として、高額受給者の上限設定、条件不利地域、青年農業者、小規模農業者、脆弱な部門に対する特定の措置、活動農業者の定義などが議論されるべきであるとしている。また、加盟国間の直接支払の再分配は、累進的であり、額の制限のあるEUの内部バランスの攪乱を避けるべきであるとしている。

弾力性の問題は、一般論で、新しい各制度が、加盟国、地域の実態に適合するよう調整できる余地を確保したいということである。

加盟国間の直接支払の再分配についての主張については、12ページの第2図をみると一目瞭然であるが、フランス、ドイツは、EU平均額を上回る率は小さく、額は大きいことに対応しており、これが自分たちの削減額を減じるための条件を示している提案であることが分かる。

（今後のスケジュール）

現在、欧州委員会の想定している次期改革に向けたスケジュールは次のとおりである。⁽¹⁰⁾

まず、ポーランド議長（2011年後期）の下で、4の作業部会を作り、規則案、影響評価を作成し、農相理事会と議会の両者における議論が開始される。この時点では、欧州委員会は、コメントを聞いて、規則に誤りがあったか等を確認している。また、技術上の問題として、更なる分析が必要な事項があるかを確認している。

次に、デンマーク議長（2012年前期）の下では、欧州委員会は、更に、技術的な問題があるかを確認し、今後政治的な問題として別途検討することが必要かを確認する。議会は、この期間に、全体の報告書を作成するが、期限は確定していない。

更に、キプロス議長（2012年後期）の任期末には、予算につき合意が図られる。そして、予定通りに進めば、技術的問題、政治的問題につき取り組むことになり、アイルランド議長（2013年前期）の任期の頭で、改革案の決定が行われることになる。

2014年1月から実施するためには、2013年初頭までに決定が図られることが必要であり、夏にずれ込み市場年度に入れば、作付けが始まり、問題が発生してしまう。

現地で懸念の声があったのは、リスボン条約によって、初めて農業改革法案の議論に実質的に参加する欧州議会がタイムリーに対応できるかという点である。

4. 次期 CAP 法案の意義と今後の展望

欧州委員会は、直接支払には、所得支持と公共財供給という二つの機能があると説明している。すなわち、直接支払は、経済全体の半分以上である農業所得を支持するとともに、環境基準の遵守を通じて、①景観、生物多様性、水管理、耕地機能の維持や、②気候の安定、空気の質の維持、③地域の活性化などの公共財の供給を実現させ、国民に等しくその公共財を消費させているということである。

改革法案は、既存の環境指令の遵守を再確認するだけのクロス・コンプライアンスを超えた新しいグリーンング基準を基礎支払とグリーンング支払に義務づけることによって一層積極的な環境保全、気候安定等の公共財を社会に供給させるものである。

現行の直接支払は、WTOの削減対象とならない「デカップル所得支持」であり、生産から切り離されている必要があることもあって、過去の受給額が支払基準となっている、非農業者が受給しているなど批判が集中していた。

このため、次期改革に当たっては、ユーロ危機の下で、このような農業者の所得支持が7割を占める農業予算を維持することは困難と予想されていた。この状況下で、直接支払の正当化の根拠が必要とされていた。

次期CAP改革法案は、非農業者の受給など個別の直接支払の問題点是对症療法的に修正しつつ、グリーンング支払の導入により直接支払を公共財供給のための支払として再定義し、直接支払の正当性を強化することに主眼が置かれている。チオロシュ農業委員の次期改革の主要なコンセプトである、「農業振興から公共財供給へのパラダイムシフト」を行うことによって、直接支払の正当性は強化され、欧州委員会において現行規模の農業予算は確保されたという形である。

一方、農相理事会、欧州議会の法案審議においては、このグリーンングが、農業者に新たな様々の義務を課すことをめぐり、加盟国の強い批判が集中している。

次期改革以後のCAP改革では、更に環境に重点が置かれていくと想定されている。例えば、グリーンングが60%になるということも想定されるが、今回の改革法案の農相理事会、欧州議会の審議の中でグリーンング支払がどのように議論されて決着するかは、次期改革の後も含めたEU共通農業政策の方向を見定める上で極めて重要である。

[注]

- (1) European Commission (2011j) .
- (2) European Court of Auditors (2011)
- (3) European Commission (2011i) Annex 2
- (4) 欧州委員会農業総局ハニオーティス局長の解説である。
- (5) European Commission (2011c)「農村振興政策規則案」33条の2項以降及び附属書Ⅱに、更に詳細な条件不利地域の指定基準が記されている。
- (6) European Commission (2011m)
- (7) European Commission (2011 l)
- (8) 欧州理事会、欧州議会のホームページ、Agra Europe、AgraFactsなどによる。
- (9) PRÉSIDENCE DE LA RÉPUBLIQUE (2012),
- (10) 欧州委員会農業総局ハニオーティス局長の語ったところによる。

[引用文献]

European Commission (2010), “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS” The CAP towards 2020: Meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future” COM(2010) 672 final

European Commission (2010), “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION EUROPE 2020 A strategy for smart, sustainable and inclusive growth” COM(2010) 2020 final

European Commission (2011a), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy”, COM(2011) 625 final/2

European Commission (2011b), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a common organization of the markets in agricultural products (Single CMO Regulation)”, COM(2011) 626 final/2

European Commission (2011c), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD)” COM(2011) 627 final/2

European Commission (2011d), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy” COM(2011) 628 final/2

European Commission (2011e), “Proposal for a COUNCIL REGULATION determining measures on fixing certain aids and refunds related to the common organization of the markets in agricultural products” COM(2011) 629 final

European Commission (2011f), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Regulation (EC) No 73/2009 as regards the application of direct payments to farmers in respect of the year 2013” COM(2011) 630 final

European Commission (2011g), “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards the regime of the single payment scheme and support to vine-growers” COM(2011) 631 final

European Commission (2011h), “COMMISSION STAFF WORKING PAPER EXECUTIVE SUMMARY OF THE IMPACT ASSESSMENT Common Agricultural Policy towards 2020” SEC(2011) 1154 final/2

European Commission (2011i), “COMMISSION STAFF WORKING PAPER IMPACT ASSESSMENT Common Agricultural Policy towards 2020” SEC(2011) 1153 final/2

Annex 1: Situation and prospects for EU agriculture and rural areas

Annex 2: Greening the CAP

2A: Fact sheet Biodiversity and Agriculture

2B: Assessment of selected measures under the CAP for their impact on greenhouse gas emissions and removals, on resilience and on environmental status of ecosystems

2C: Available information on costs of greening

2D: Greening – Results of partial analysis on impact on farm income using FADN

2E: Technical annex on cross-compliance

Annex 3: Direct payments

3A – 3D

3E: Suppression of coupled support for beef, sheep and goat sectors

Annex 4: Rural Development

Annex 5: Market measure

Annex 6: Risk Management

Annex 7: Research and Innovation

Annex 8: Simplification

Annex 9: Report on the Public Consultation

Annex 10: Impact of Scenarios on the Distribution of Direct Payments and Farm Income

Annex 11: Methodology; evaluations and research projects

Annex 12: Developing countries

European Commission (2011j), “The Common Agricultural Policy after 2013 Public debate Summary Report”

European Commission (2011k), “The Common Agricultural policy after 2013- Public Debate Executive summary of contributions”

European Commission (2011l), “Communication on the future of the CAP The CAP towards 2020: meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future”

European Commission (2011m), “CAP Reform – and explanation of the main elements”

European Court of Auditors (2011), *SINGLE PAYMENT SCHEME (SPS) Issues to be addressed to improve its sound Financial Management*

EUROPEAN PARLIAMENT Committee on Agriculture and Rural Development(2011), “DRAFT REPORT the CAP towards 2020: meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future” 2011/XXXX(INI)

PRÉSIDENCE DE LA RÉPUBLIQUE (2012), “Déclaration des ministres de l’Agriculture sur la réforme de la Politique agricole commune PAC : Bilan d’étape”, 14ème Conseil des ministres franco-allemands Palais de l’Elysée – Lundi 6 février 2012

増田敏明(2011)、「EU共通農業政策の変遷と価格・収入支持水準の設定」、農林水産政策研究所

増田敏明，勝又健太郎(2011)、「EUの価格所得政策と農業の構造」、農林水産政策研究所レビューNo. 42

増田敏明(2011)、「EU共通農業政策ドーハ・ラウンドと次期改革」、農林水産政策研究所

増田 敏明、勝又健太郎(2012)、「次期CAP改革法案－直接支払による公共財供給へー」、農林水産政策研究所レビューNo. 45

第2章 米国の政府支払プログラムの支払対象要件と支払限度

－ Actively Engaged in Farming ルールを中心に－

吉井 邦恒

1. はじめに

米国の政府支払プログラムは、ほぼ5年ごとに制定される農業法に基づき規定され、穀物、油量種子等の主要農産物を生産する農業者に対して、財政事情や農業経営をめぐる状況に応じて、時には巨額の支払いを行ってきた。このため、プログラム支払いを制限し、プログラムに係るコストを削減するとともに、分配上の公正を確保するため、支払対象要件と支払限度が設定され、数次の見直しが行われてきた。

プログラム支払いの運営に当たっては、まず支払対象となる農業者を決定し、その上で、当該農業者に対する支払額を決定する必要がある。

現在の2008年農業法の下では、政府支払プログラムの対象は、農業経営に対する寄与の状況に基づき支払対象を決める Actively Engaged in Farming ルールと当該農業者等が受け取る所得に基づき支払対象に制限を加える Adjusted Gross Income ルールにより決定される。ルールをクリアした支払対象に対して、プログラムごとに設定される支払限度額の範囲内で支払いが行われる。

本稿では、2008年農業法に基づく、Actively Engaged in Farming ルールに焦点を当てながら、どのようにして支払対象が決められ、どのように支払限度が管理されているのかについて整理を行う。

2. 2008年農業法の下での支払対象要件と支払限度

米国の政府支払プログラムにおいては、1970年農業法によって初めて支払額に限度が設けられた。その後、1987年の一括予算調整法により Actively Engaged in Farming ルールが、そして、2002年農業法によって Adjusted Gross Income ルールが導入された。

2008年農業法においては、Adjusted Gross Income ルールが変更・細分化されるとともに、法人に関する Actively Engaged in Farming ルールが変更された。さらに、最も重要な改正として、Three Entity ルール（3人格ルール）が廃止され、個人への支払限度額をより厳しく管理する Direct Attribution ルール（直接帰属ルール）が創設された。

2008年農業法の下で、米国の主なプログラムに対して適用される支払対象要件と支払限度に関するルールは、第1表のようにまとめられる。本稿の主たるテーマである Actively Engaged in Farming ルールは、直接支払い、価格変動対応型支払い及び ACRE

(Average Crop Revenue Election) の3つのプログラムにのみ適用されている。これに対して、Adjusted Gross Income ルールは、後で述べるようにプログラムごとに適用基準は異なるが、ルールとしてはすべてのプログラムに適用されている。Direct Attribution ルールは、ローン不足払い及びマーケティングローンには適用されない。これは第2表に示すとおり、両プログラムには支払限度額が設定されておらず、したがって個人への支払限度額を把握し制限する必要がないためであると考えられる。

第1表 主なプログラムの支払対象要件・支払限度に関するルール

プログラム	Actively Engaged in Farming	Direct Attribution	Adjusted Gross Income
直接支払い	○	○	○
価格変動対応型支払い (CCP)	○	○	○
ACRE	○	○	○
ローン不足払い及びマーケティングローン	×	×	○
SURE	×	○	○
保全管理支払い (CRP)	×	○	○

第2表 プログラム別支払限度額

プログラム	支払限度額(ドル)
直接支払い	40,000
価格変動対応型支払い (CCP)	65,000
ACRE	73,000
ローン不足払い及びマーケティングローン	限度なし
SURE	100,000
保全管理支払い (CRP)	50,000

注. ACRE加入者の直接支払いの限度額は32,000ドルである。

3. Actively Engaged in Farming ルールの概要

(1) 原則

個人または法人が **Actively Engaged in Farming**（以下適宜「実際に営農に従事している」と記す）とみなされるためには、プログラム加入者は農業経営に重要な寄与（**significant contributions**）を行っている必要があり、以下の4つの要件をすべて満たしていなければならない。

- ① 資本（**capital**）、装備（**equipment**）または土地（**land**）の1項目以上について、当該農業経営に対して重要な寄与を行っていること（「左手（**left-hand**）の寄与」と呼ばれる）
- ② 個人による実際の労働（**active personal labor**）または個人による実際の管理（**active personal management**）の1項目以上について、当該農業経営に対して重要な寄与を行っていること（「右手（**right-hand**）の寄与」と呼ばれる）
- ③ 当該農業経営からの利益と損失の持ち分が、当該農業経営への寄与に比例していること
- ④ 寄与にはリスクが伴っていること

ここで、資本とは営農活動を行うために個人や法人によって、農業経営に対して提供される資金、装備とは営農活動を行うために農業経営によって使用される機械及び器具、土地とは対象プログラムの要件を満たす農地（耕地、牧草地、湿地または放牧地）である。

個人による実際の労働とは、農作業において必要な個人の肉体的な労働を提供することである。また、個人による実際の管理とは、農業経営に必要な活動の監督、裁量的な意思決定を含む事業に関連する行動、財務報告書や財務分析書の作成または準備への支援、生産された農産物の販売、技術情報の獲得等を行うことである。

（２） 寄与の判定

１） 資本、装備及び土地に関する重要な寄与

資本に関する重要な寄与とは、土地や装備に関する資本の支出を除き、当該農業経営を営むために必要な総資本額に対して、当該個人または法人の持ち分が 50 % 以上に相当する額となっていることである。資本には労働や管理を貨幣換算した価値相当額は含まれない。なお、資本は借入資金であってもよいが、当該農業経営に利害関係を有する他の個人や法人の基金や口座とは別個に区別された基金や口座から、当該農業経営に対して直接提供される必要がある。

装備に関する重要な寄与とは、当該農業経営を営むために必要な装備の総額（賃借料に換算したもの）に対して、当該個人または法人の持ち分が 50 % 以上に相当する額（賃借料に換算したもの）となっていることである。

土地に関する重要な寄与とは、当該農業経営を営むために必要な土地の総額（賃借料に換算したもの）に対して、当該個人または法人の持ち分が 50 % 以上に相当する額（賃借料に換算したもの）となっていることである。当該農業経営に利害関係を有する他者から

賃貸借を受けた土地を寄与する場合、適正な市場価格で貸借されたことを証明する書類を準備する必要がある。また、資本を当該農業経営に利害関係を有する他者から借り入れている場合であって、当該農業経営に現金地代で賃貸借された土地は、当該個人や法人が現金地代を支払うのに十分な財源が借入先以外に確保されていること（またはその可能性）が証明されない限り、当該土地を重要な寄与とはみなすことはできない。

資本、装備及び土地を組み合わせて寄与する場合には、当該農業経営の総価値に対して、当該個人または法人の持ち分が少なくとも 30 %に等しい価値となっている必要がある。

2) 労働と管理に関する重要な寄与

個人による実際の労働は、

① 会計年度または作物年度当たり 1000 時間

② 当該個人または法人の持ち分に応じて必要とされる労働時間の 50 %

のいずれか小さい方の時間数以上でなければならない。

たとえば、ある農業経営が年間 1500 時間の労働が必要であり、個人 A の当該経営に関する持ち分が 50 %であるとしよう。A が 500 時間労働した場合、重要な寄与とみなされるであろうか。A の持ち分に応じた労働時間は 750 時間であり、その 50 %は 375 時間である。A の労働時間は 375 時間を超えている、言い換えると、持ち分に応じて必要とされる労働時間の 75 % (50%を超えている) を提供しているので、重要な寄与を行っている」と判定される。

個人による実際の管理は、当該個人または法人の持ち分を考慮して、農業経営の利益を上げるために寄与するものになっている必要がある。実際には、個人による管理活動が重要な寄与に該当するかどうかを数量的な尺度で判定するのは困難である。たとえば、当該農業経営に 80 %の持ち分を保有している者と 20%の持ち分を保有している者の活動を比較して、前者が後者よりも相当程度利益を上げるのに貢献しているとみなすことができれば、前者は重要な寄与を行っている」と判定できるであろう。

また、多くのケースで管理と労働を区別することは困難である。必要な労働時間も農業経営ごとにかなり異なる。このため、労働と管理の寄与については、Actively Engaged in Farming ルールを運用する際に、郡レベルの機関に対してかなりの裁量を認めている。

(3) 原則の例外

上記の Actively Engaged in Farming ルールは個人や法人に適用されるが、配偶者、土地所有者、物納小作人、現金地代小作人等については、例外となるルールが定められている。以下では、特に、配偶者と土地所有者に関するルールをみておこう。

1) 配偶者ルール

配偶者に関するルールでは、一方の配偶者が実際に営農に従事していると判定される場

合、他方の配偶者は、当該農業経営に対して個人による実際の労働と管理を行っている、すなわち **right-hand** の寄与を行っているものとみなされる。したがって、資本、装備または土地に関する **left-hand** の寄与を行っており、さらに比例的な持ち分とリスクについての条件を満たしてさえいれば、当該配偶者は実際に営農に従事しているとみなされる。ただし、配偶者がそれぞれ独立した農業経営を営んでいるときには、配偶者ごとに原則で示した 4 つの要件に基づき実際に営農に従事しているかどうか判断される。

具体的に、例 1 により、配偶者に関するルールがどのように適用されるのかをみておこう。

<例 1>

夫 A と妻 B は、所有地で共同で農業経営を営んでいる。A は農業経営における労働と管理の大半を担っている。B は会社に勤務しており、休日に農作業と管理を行っている。A と B は共同で農業経営に必要な資本を提供し、装備も共有している。農業経営からの利益または損失は A と B の持ち分に比例して配分される。

この場合、A は原則の要件をすべて満たしているので、実際に営農に従事していると判定される。したがって、B は、労働や管理が自分の持ち分からみて不足しているが、配偶者ルールによって、個人による実際の労働と管理を行っているものとみなされる。また、B は資本と装備に重要な寄与を行っているので、**right-hand** の寄与と **left-hand** の寄与の両方の要件を満たしていることとなり、B は実際に営農に従事していると判定される。

2) 土地所有者ルール

土地所有者(landowner)は、以下の 3 つの要件のすべてが満たされている場合に、当該所有地に関して、実際に営農に従事しているとみなされる。

- ① 土地所有者が、所有する土地を農業経営に提供し、土地からの生産や農作業の結果に基づき、土地の使用に関する地代や収入を受け取っていること
- ② 当該農業経営からの利益と損失の土地所有者の持ち分が、当該農業経営への土地所有者の寄与に比例していること
- ③ 土地所有者の寄与にはリスクが伴っていること

なお、土地所有者ではない地主(landlord)には原則が適用され、個人や法人と同じルールに基づいて実際に営農に従事しているかどうか判断される。その場合に、もしも地主が作物への持ち分の見返りとして土地の貸し付けを行うのであれば、地主は土地に関して重要な寄与、すなわち **left-hand** の寄与を行っていることになる。当該地主がさらに **right-hand** の寄与を行えば、実際に営農に従事しているとみなされる。

土地所有者と地主に関して、実際に営農に従事しているかをどのように決定するかを例 2 に示しておく。

<例 2>

土地所有者 A が個人 B に現金地代により農地を貸し付け、B はその土地を、生産量に応じた地代により農業経営者 C に転貸している。C の農業経営に対して、B は土地を提

供しているが、労働や管理は行っていない。

この場合、土地所有者 A は土地使用に関して現金地代を受け取っており、それは「土地からの生産や農作業の結果に基づく土地の使用に関する地代や収入」には該当しないことから、実際に営農に従事しているとはみなされない。B は地主に該当し、Actively Engaged in Farming ルールの原則が適用される。B は left-hand の寄与を行っているが、right-hand の寄与を行っていないので、実際に営農に従事しているとはみなされない。C については、原則の要件を満たしているかどうかで判断される。

4. Adjusted Gross Income ルール

2002 年農業法は、Actively Engaged in Farming ルールに加えて、Adjusted Gross Income ルールによって、プログラム支払いの対象を制限した。すなわち、平均の Adjusted Gross Income (AGI：調整後粗所得) が 250 万ドルを超える生産者は、農業部門からの AGI が AGI 総額の 75%を超えていない限り、支払対象から除外される。

2008 年農業法では、2002 年農業法のルールを変更し、かつ、3 つに細分化した。まず、非農業部門から得られる平均 AGI が 50 万ドルを超えているならば、農産物プログラム(直接支払い、CCP、ローン不足払い・マーケティングローン等)や災害支払いの対象外となる。また、農業部門から得られる平均 AGI が 75 万ドルを超えているならば、直接支払いの対象外となる。さらに、非農業部門からの平均 AGI が 100 万ドルを超えている場合、AGI の総額のうち農業部門の AGI の割合が 3 分の 2 を超えていないならば、環境に関する保全プログラムの対象外となる。ただし、この AGI 基準が満たされない場合であっても、特に環境上センシティブな土地の保全のためであれば、農務長官の裁量により保全プログラムの対象となりうる。

平均 AGI とは、プログラム支払いが請求される直前の 3 課税年度の AGI の移動平均であり、たとえば 2011 プログラム年度については、2007 ～ 2009 年課税年度の平均となる。また、非農業部門の AGI は、AGI の総額から農業部門の AGI を差し引いて計算される。

5. Direct Attribution ルール

農業に関して設立された法人は支払対象要件を満たす場合にプログラム支払いを受け取ってもよいが、通常、受け取った支払いは株主や構成員に持ち分に応じて配分される。

2008 年農業法以前は、3 人格ルールによって、個人としてプログラム支払いを受け取る時、2 つまでの法人を経由することが認められており、その場合には、個人への支払限度額に加えて、その限度額の 2 分の 1 までをそれぞれの法人から受け取ることができた。3 人格ルールを用いることにより、当該個人は、プログラムの支払限度額の 2 倍まで受け取ることができたのである。たとえば、直接支払いであれば、支払限度額は 4 万ドルである

が、2つの法人を経由してそれぞれ2万ドルずつを限度に受け取ることができ、最終的には最高で8万ドルの支払いを受給できた。

ところが2008年農業法においては、3人格ルールに代わり、直接帰属ルールが設定された。直接帰属ルールの下では、個人は、2つに限らず、いくつもの法人を通じて当該法人との利害関係に基づいて政府支払いを受け取ってもよいこととなった。しかしながら、個人の納税者番号（TIN：taxpayer identification number）により支払限度額が管理され、あくまで個人ベースの支払限度額が上限として適用される。直接支払いについていえば、個人はどのような場合であっても4万ドルまでしか受ける取ることはできないのである。

6. おわりに

高水準の農産物価格と史上最悪の財政赤字という状況の中で、2012年農業法の制定作業が進められている。昨年からの検討の中では、農業予算の相当程度の削減は必至であり、直接支払いの廃止や大幅な削減が前提となっている。他方、支払資格要件の厳格化や支払限度の見直しは、ごく一部からの提案として目にすることはあるが、農業法検討の主要なテーマとしては取り上げられていないようである。

Wailesらの研究によれば、Adjusted Gross Incomeルールを厳格化し、AGIが25万ドルを超える生産者を農産物プログラムの支払対象から除外すると、2011年について試算した場合、全生産者の9.1%、全支払額の29.3%が該当することになる。また、管見の限り直接帰属ルールの効果について分析した研究は見当たらないが、同ルールの厳格な運用が行われれば、納税者番号とリンクしていることから、ローン不足払い等が除外されているものの、プログラム支払額の削減には一定の効果があると思われる。

これに対して、現行のActively Engaged in Farmingルールは、支払対象を絞り込むまでの効果は有しておらず、土地所有者や配偶者の規定をみる限り、むしろ支払対象を直接農業経営に関わっていない者にまで広げるためのルールと解釈することもできよう。

〔引用文献〕

- Kelly, C. (2002), "Introduction to Federal Farm Program Payment Limitation and Payment Eligibility Law", The National Agricultural Law Center.
- McClure, K. (2009), "Payment Limitation & Adjusted Gross Income Provisions", 2008 National Farm Bill Training.
- Moore, R (2010), "FSA Payment Limitation Rules", 最終アクセス 2012 年 2 月 20 日 www.wright-law.net/publications/downloads/Payment_Limitation.pdf
- USDA/FSA (2009), "Actively Engaged in Farming and Payment Limits", USDA/FSA Fact Sheet.

USDA/FSA (2011), "Payment Eligibility, Payment Limitation, and Average Adjusted Gross Income", USDA/FSA handbook.

Wailes, E., E. Chavez, D. Danforth, B. Ahrendsen and B. Dixon (2011), "Distributional Impacts of Capping Eligibility for Commodity Program Payments", Choices 26 (4).

第3章 韓国農業の構造変化

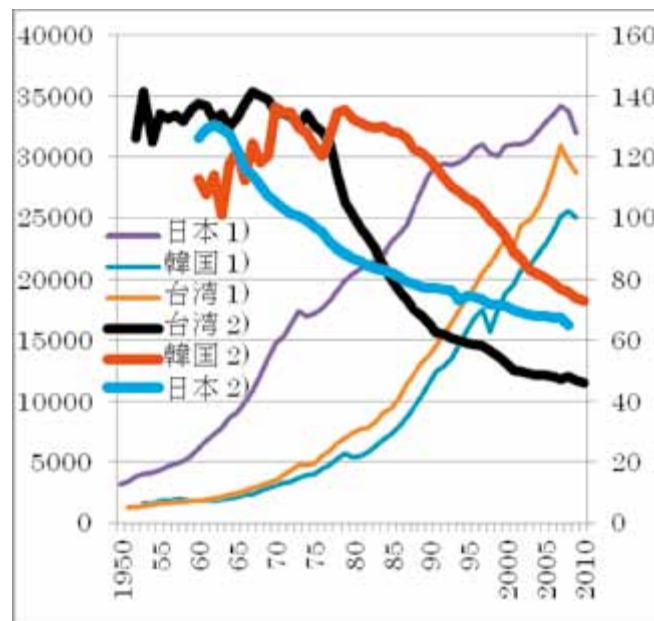
樋口倫生

1. はじめに

韓国経済は、1人当たり実質 GDP の推移から明らかなように、1960 年代中盤から急速な成長を遂げ、2009 年には、購買力平価でみて日本の 78% の水準に達している（第 1 図）。そしてこのような発展を通じて都市化が進み、農業部門の全経済に占める重要性は徐々に縮小し、韓国は伝統的な農村国家から、今や先進国の一列に並ぼうとしている。

またこのような経済成長あるいは都市化は、食の西洋化をもたらし、小麦や肉類の消費を増加させる一方で、主食といえるコメの消費を急激に減少させた（第 1 図）。2010 年の 1 人当たり消費量をみると、ピーク時（1970 年、136.4kg）のほぼ半分となっており、72.8kg である。

本稿の目的は、以上のような韓国の経験を念頭におきつつ、韓国農業の経済全体における位置づけを行った後に、農業内部の構造がいかに変化してきたのかを観察することにある。



第 1 図 日韓台の所得とコメ消費の変化（左軸：2005 年国際ドル価格、右軸：kg）

資料：Heston（2011）、農林水産省、韓国統計庁、台湾行政院農業委員会。

注：1）1人当たり実質 GDP（購買力平価）。左軸基準。

注：2）1人当たり年間コメ消費量。右軸基準。

2. 全産業における農業の位置

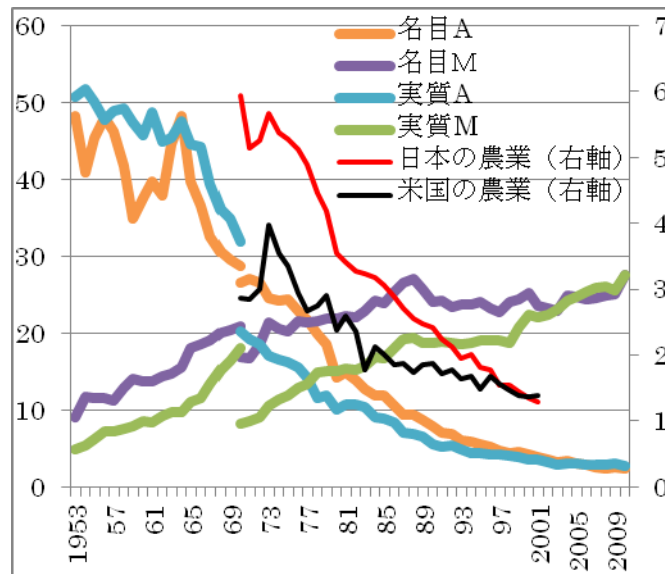
(1) 付加価値と就業者の変化¹

本節では、韓国経済の構造変化を概観することにより、農業部門²の全経済における位置づけを行い、その重要性を確かめておこう。韓国の農業は、2010年に157万人の就業者を投入して（農家戸数、118万戸）、27兆ウォンの付加価値を生み出した。この農業付加価値が全経済に占める比率（第2図）、あるいは総就業者に占める農業のシェア（第3図）がどのように推移してきたのかをみると、いずれにおいても、毎年農業部門の比率が低下していることが分かる。

第2図には、比較のために、日本・米国に対する名目値ベースの付加価値シェアが示されており、両国では1970年に既に6%以下となっている。しかし韓国の名目値ベースシェアは、1950年代から減少しているが、1970年でも依然として約27%と3割近くにある。その後、実質ベースのシェアよりも急速に下降するが、80年代後半にはそれにほぼ平行して低下している。1990年代に入ると、再び実質値ベースシェアより急速に減少し、94年には6%を切り、2010年に2.3%となっている。

次に実質ベースの付加価値比率の推移をみると（第2図）、1953～64年の期間で大きく変動しながら若干低下している。1964年以降は明確な減少傾向を示し、78年に製造業のシェアに逆転された後、84年に一桁となり、2010年に2.7%となっている。このように所得の増大とともに、農業部門の役割が低下していく構造変化は、ペティ＝クラークの法則に従ったものであり、他の多くの発展途上国でみられる現象である。

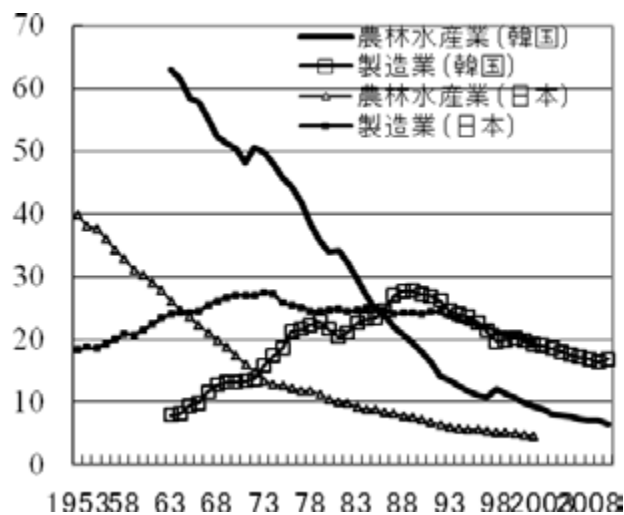
では就業者数についてはどうであろうか。総就業者に占める農業部門の比率をみると（第3図）、1990年代初めまで増加傾向を示す製造業とは対照的に、63年の63%からほぼ一貫して低下しており、86年に約24%の比率で製造業と同水準となっている。その後、1998年に一時的に上昇するが³、縮小趨勢は止まらず、2010年には6.6%まで下落している。就業者数シェアに関して興味深い事実は、日本の動向との類似性である。第3図にあるように、日本においてもペティ＝クラークの法則が観察され、1953年以降、農業部門の比率は一貫して減少しており、65年に製造業に追い抜かれている。このときのシェアが約24%であり、20年後に韓国で同じ現象を同じ値でみることができる。これは単なる偶然ではなく、経済構造や成長パターンの日韓の相似性を強く示唆したものといえる。実際、1965年の日本の1人当たり購買力平価実質GDP（100とする）は、87年の韓国の値（96）にほぼ等しく（Heston et al. (2012)）、先ほどの事実は、経済発展の水準と産業構造の相関を示すものであろう。



第2図 各産業部門の GDP に対する付加価値シェア (%)

資料：韓国銀行（1982）（2012）、OECD *STAN Structural Analysis Database*, 2004。

注：韓国は 1953～2010 年、日米は 1970～2001 年。農業は林業・水産業を含む。日米は名目値ベース。名目 A (M) とは、農業（製造業）の名目値ベースの比率、実質 A (M) は実質値ベースのそれ。韓国に関しては、1953～70 年に 53SNA、1970～2010 年に 93SNA を利用。53SNA が 1975 年、93SNA が 2005 年固定価格による。図において 1970 年で不連続になっているのは、このように二つの SNA を用いたことに起因する。



第3図 各産業の就業者比率 (%)

資料：韓国統計庁（2012）、総務省統計局『日本統計年鑑』。

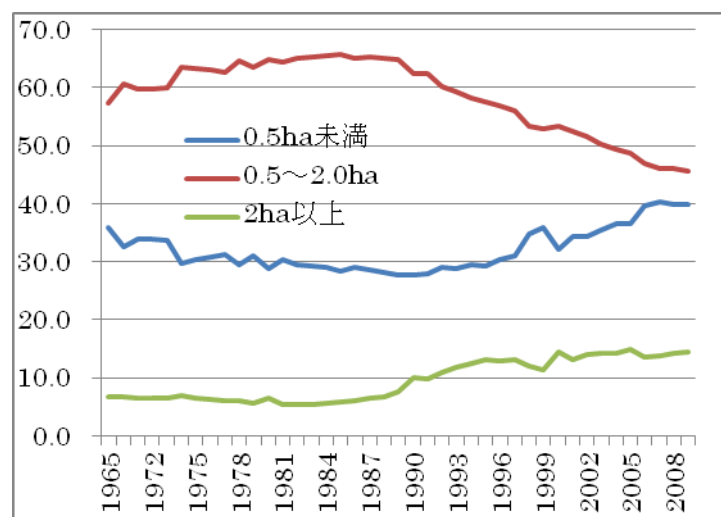
注：韓国は 1963～2010 年、日本は 1953～2002 年。総就業者に占める各産業部門の就業者比率。

このような趨勢、つまりペティ＝クラークの法則に従って農業部門の付加価値・就業者シェアが縮小することの要因としては、需要と供給の変動が挙げられる。そこで次節では、実質ベースの付加価値シェアが急減する 1960 年以降に注目して、需給の影響を考察するが、その前にこのような過程で農業部門内部での構造はいかに変化してきたのかを簡単にみておこう（詳細は第 3 節を参照）。

まず経営規模別の農家比率を観察してみよう。第 4 図にあるように、1980 年代半ばまで、0.5 ヘクタール未満の零細農や 2 ヘクタール以上の大規模農家比率が低まり、0.5～2.0ha の中規模農家の比率が上昇している。この理由は、金（2002）で、次のように説明されている。産業基地開発方式をとった韓国では、他産業への就業は離農を意味しており、この時期に離農者が残した農地を、零細農が借り入れて中農階層に移動するようになった。一方大規模農家は、労働力が都市部へ移動するに従い、農村で農業労働者を確保するのが難しくなり、農地を小農階層に賃貸して家族労働で可能な水準まで規模を縮小した。このような事情で、中規模農家の比率が高くなったといえる。

1980 年後半以降は、両極分解的な趨勢となり、大規模農家の比率は 1985 年（5.9%）から 2009 年（14.5%）まで 8.6 パーセントポイント増加し、零細農家は 1985 年（28.4%）から 2009 年（40%）まで 11.5 パーセントポイント増えている。大規模農家だけでなく、零細農家比率も上昇しているため、平均値でみると、耕地規模の拡大それほど進まなかった（第 6 図）。

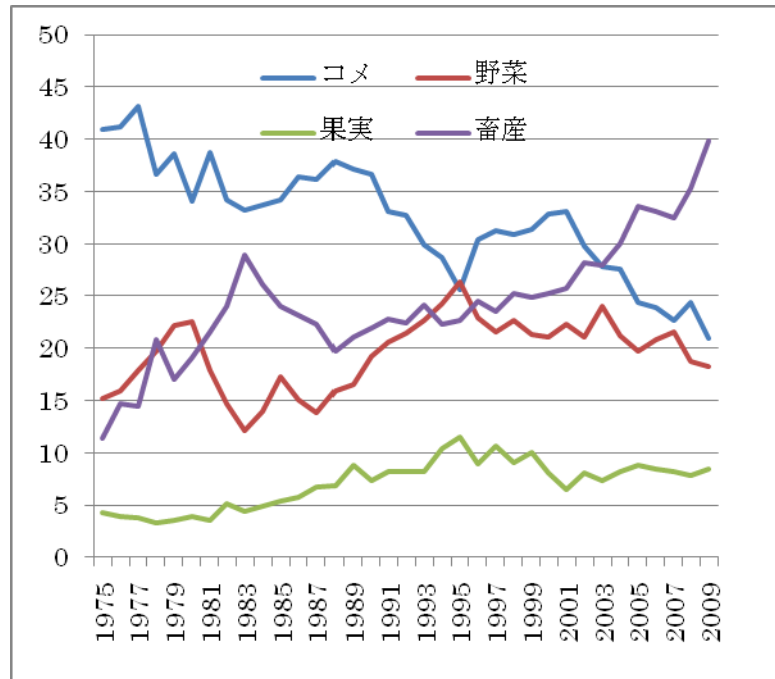
このように戦後の韓国では、一部の小農が商業型の大規模経営を行い、多数の農家が脱落し賃金労働者になった英国形の農民層分解はおこず、基本的な経営は、家族労働に依存する小農形態にある⁴。



第 4 図 経営規模別の農家比率 (%)

資料：韓国統計庁

注：1965 年の次の値は 1970 年である。



第 5 図 農業産出の構成比 (%)

資料：韓国統計庁

次に品目別の生産額比率をみてみよう（第 5 図）。コメの比率は、2000 年代初まで高い値を維持していたが、2003 年になって畜産部門に逆転され、2009 年に 21%ほどになっている。一方畜産部門は、所得の上昇によって需要が増えており、生産比率は増加傾向にある。特に 2000 年代になって急速に生産を伸ばし、生産額がコメより大きくなっており、2009 年には 40%近くの比率にある。生産額は中間投入が含まれており、飼料を大量に投入する畜産業で大きくなる傾向をもつが、韓国農業の主要部門はコメから畜産に移行しつつあることがうかがえる。

(2) 需要の影響

農業シェアの縮小にかかわる先行文献には、Fei and Ranis (1964) などがある。Fei and Ranis (1964) では、農業部門からの労働移動に影響を与える工業部門の雇用吸収力が、工業部門の資本蓄積率、技術進歩、労働集約バイアス、労働限界生産力の労働投入弾力性の 4 要素に依存することが示されている。

本研究では、上記の既存文献以外に、Martin and Warr (1993)、速水・神門 (2002) に依拠しつつ、農業シェアの縮小に影響を与える変数として、需要面で農業部門の相対価格、供給面で経済全体の資本集約度、農工間の相対生産性成長率の相異を取り上げ、記述的な分析を試みる。

ではまず需要からみていこう。需要面の影響に関しては、所得の上昇に伴って、所得に

占める食料品支出の比率が徐々に小さくなるエンゲルの法則を指摘できよう。韓国のマクロレベルでのエンゲル係数を計算すると、53SNA 系列では 70.7%（1953 年）から 58.9%（70 年）、93SNA 系列では 37.8%（70 年）から 16.6%（2004 年）へと、時間の経過とともに減少していることが分かる⁵。一方この法則をミクロの視点からみるために、1 人 1 日当たり栄養供給量の増加率を計算すると⁶、1962～70 年には年率平均 2.5%であったが、1980 年代に 1.4%、1990～2001 年に 0.44%となっており、栄養供給量が徐々に飽和していくことが把握できる。

以上でみたエンゲルの法則は、食料品の相対需要の減少を含意しており、その結果、食料品の相対価格（以下、農業部門の相対価格：PA で近似）が下落することになる。そしてそのような価格の低下は、資源の再配分を促し、相対価格の高まった部門に投入要素を移動させ、農業部門の相対的縮小をもたらす（Martin and Warr（1993））。

第 1 表 韓国の農業部門の相対指標 (%)

年度	P ^A 1)	相対労働 生産性 2)	相対賃金 3)	全経済の資 本集約度 4)
1953	108.2	n.a.	n.a.	n.a.
1963	113.1	97.7	96.0	62.6
1970	100.0	74.8	89.3	100.0
1975	106.2	58.7	85.1	145.2
1980	98.4	47.0	97.5	267.6
1985	88.9	49.5	78.2	387.5
1990	92.7	49.8	67.3	556.2
1995	83.9	45.0	62.5	859.3
2000	74.5	32.6	62.1	1069.0
2002	70.4	30.4	55.7	n.a.

資料：P^A：韓国銀行（1982）（2012）、相対労働生産性：筆者作成。相対賃金：韓国統計庁（2012）、農業協同組合中央会（各年版）。資本集約度：樋口（2003）。

注：1）農林水産業における生産物の相対価格（≡農林水産業付加価値デフレーター/GDP デフレーター）。1970 年を 100 としている。

注：2）農林水産業/製造業。3 年移動平均値。ただし、1963 年は 63～65 年の平均値。労働生産性は就業者 1 人当たりの付加価値である。

注：3）農業/製造業。賃金は 1 日当たりの値である。農業部門については、農業協同組合中央会（各年版）の成人男女別の 1 日当たり農業労働賃金と、統計庁（2012）の男女別農林業就業者数をもとに計算した平均賃金である。製造業部門の 1 日当たり賃金は、統計庁（2012）から得られる常雇従業員の月平均給与を月平均労働日数で除して求めた。

注：4）1995 年基準価格実質純資本ストックを全就業者数で除して、70 年を 100 と基準化した値である。なお 2000 年は 1997 年の値である。

ここで実際の PA の推移をみると（第 1 表）、1960、70 年代は政府の価格支持政策が行われていたことなどに起因して、明確な趨勢を示しておらず、農業部門の相対的縮小に対する需要の影響はあまり大きなものではなかったといえる。しかし 1980 年以降、PA は下降する傾向を示しており、実質ベースの付加価値シェアの低下原因となっていたと考えられる⁷。

（3）供給の影響

供給面で影響を与える要因としては、要素賦存量の変動を通じた比較優位性の変化、技術進歩あるいは資本投資の差による相対生産性成長率の格差を挙げることができる。一般に経済の発展に伴って、（物的）資本の蓄積が進むと、労働集約的な農業部門は、比較劣位化する。また気候や地質の影響による技術移転の困難さなどの存在のため、製造業部門に比して生産性の成長率が低く、経済での比重が低下する傾向をもつ。

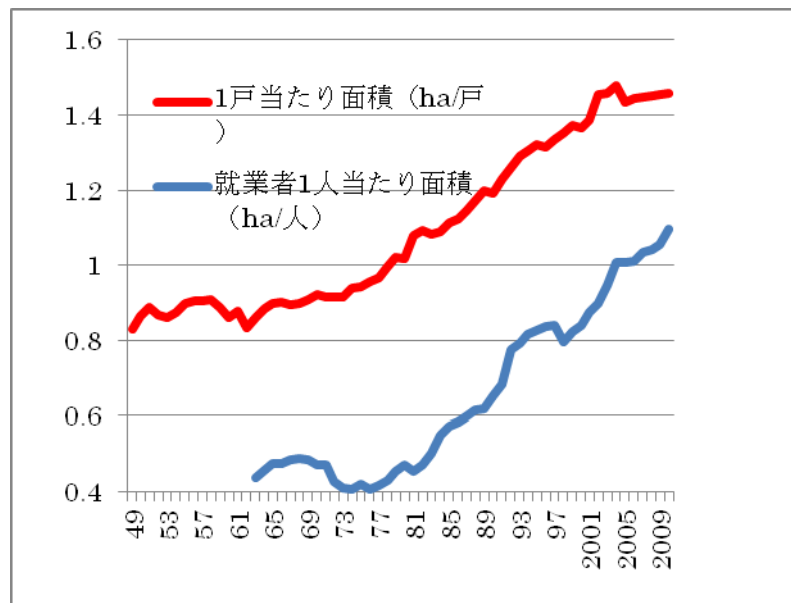
以上の点を考慮しつつ、第 1 表をみてみよう。第 1 表では、全経済の資本集約度が大幅に上昇しており、韓国経済が着実に資本ストックを蓄積してきたことが読みとれる。1950 年代の農業部門に比較優位性があったかどうかについては議論が分かれるが、いずれにしても、60 年代以降の急速な資本蓄積の過程で、労働集約的な農業部門の比較劣位化が強まったと考えられる。それ故、リプチンスキーの定理が示すように、農業部門は資本集約的な産業に比べてその生産量の増加を鈍化させ、付加価値・就業者シェアを低下させていった。

次に相対労働生産性をみると（第 1 表）、農業部門の相対的に低い技術進歩率・資本蓄積率を反映して、1963 年以降、80 年代を除いて農業の労働生産性が製造業のそれから乖離していることが分かる。このため、農業部門の付加価値・就業者シェアが徐々に低下していった。一方、1980 年代は、第 1 表にあるように労働生産性の格差がむしろ縮小に向かっている。これは農業の労働生産性の伸び率が製造業のそれを凌駕する先進国型の動きといえる（速水・神門（2002）p.134）。

しかしこのような農業部門の高い労働生産性の向上は、生産に必要な労働投入量の低下を招き、就業者シェアを低める圧力として働いていた。以上のように 1980 年代の農業部門の相対的な縮小は、一般にもたれるような衰退というイメージとは逆に、生産性の非常に高い成長が主要な要因となっていたことは注目に値しよう。

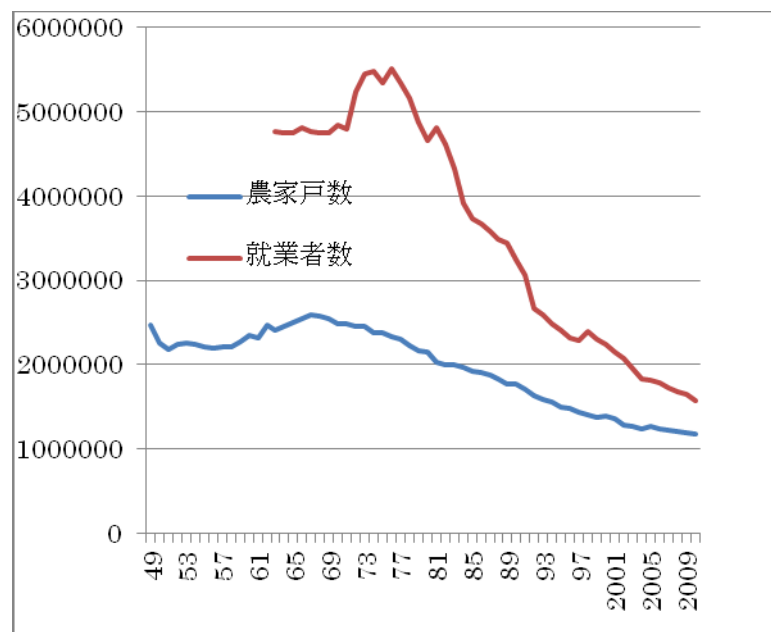
3. 農業部門における構造変化

本節では、これまで述べてきた韓国農業の発展過程で農業内部の構造がどのように変化してきたのか精察する⁸。



第6図 単位当たり耕地面積の推移

資料：韓国統計庁



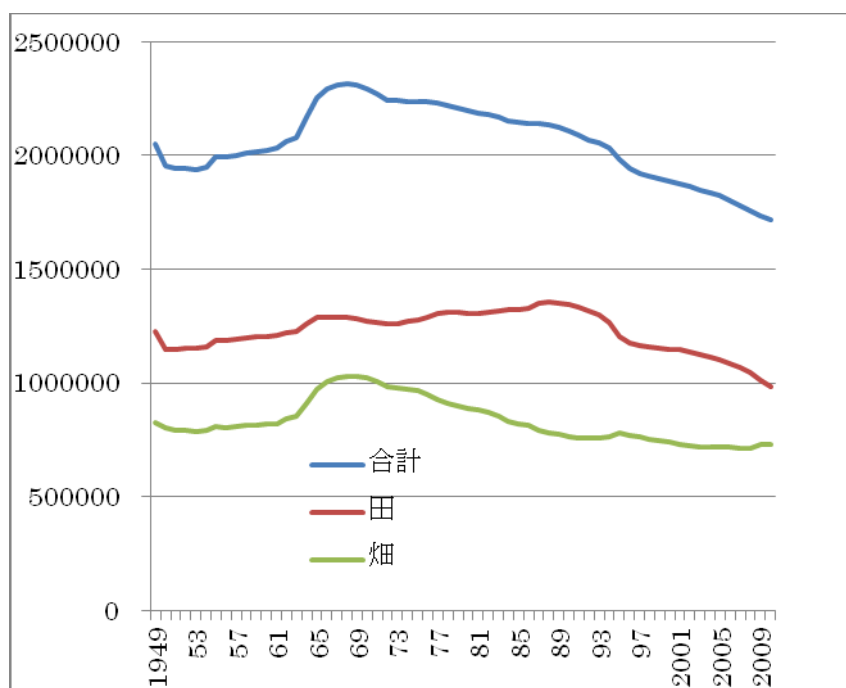
第7図 農家戸数と就業者の変化 (戸、人)

資料：韓国統計庁

1 戸当たり耕地面積の推移をみると（第 6 図）、1949 年の 0.82 ヘクタールから 1979 年（1.02 ヘクタール）に 1 ヘクタールを超えるまで、30 年間でわずか 0.2 ヘクタールの増加であった。その後の約 30 年では 0.44 ヘクタール拡大し、2010 年に 1.46 ヘクタールとなっている。

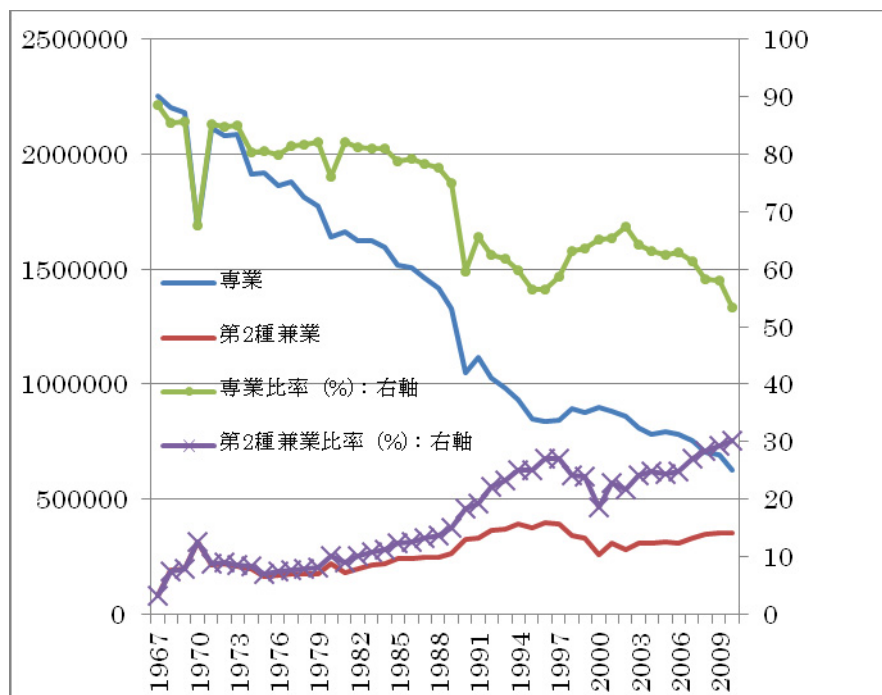
経済発展の初期段階、特に転換点を迎える 1970 年中盤までは、労賃が低かったため、経営規模拡大による効率化が必ずしも必要であったとは言い難く、この時期の規模拡大の停滞はあまり大きな問題ではなかった。しかし 1980 年代以降は、経済成長によって賃金が大幅に上昇し、農業部門でも労働節約的な技術体系が要求され、規模拡大の必要性が高まるが、平均値でみる限り、大きな進展はなかった。

規模拡大が実現されなかった理由は、単純に言えば、農家戸数の減少幅が小さかったことに起因する（第 7 図）。農家戸数は、1967 年の 259 万戸をピークとして減少傾向となり、1976 年の 234 万戸から 2010 年の 118 万戸まで半減しているが、1 戸当たりの耕地面積を劇的に増加させるほど急速なものではなかった。これに加え、耕地面積も 1960 年代半ば以降、穏やかであるが減少しており（第 8 図）、1 戸当たりの規模の拡大は非常に緩慢であった。



第 8 図 耕地面積の変化 (ha)

資料：韓国統計庁



第9図 専兼業別農家数と比率 (人、%)

資料：韓国統計庁

農家戸数の減少が大きくなかったことは、次のように説明できる。韓国の工業化は、都市部や農村のある特定地域での拠点開発に依拠しており、農村内での就業機会はほとんどなかった。このため、第9図の低い兼業農家率に現れているように、専業農から兼業農への転換は低く抑えられていた。したがって農家の減少が小さかった理由の一つは、農家の大部分である専業農（第9図）が離農をしなかったことにある。専業農は、意思決定の段階で、農業を継続する機会費用が小さいことを認識し、移住（離農）しなかったと思われる。

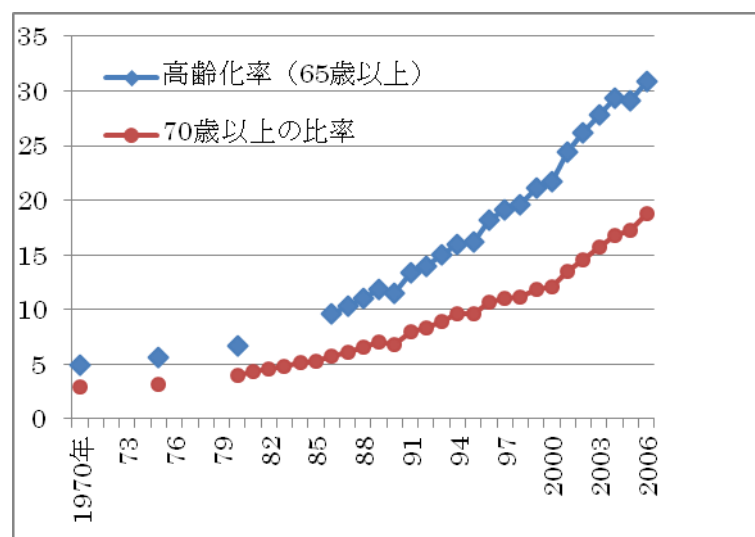
なお韓国で専業農家の比率が高いことは、日本の農業構造と相違する点の一つである。専業農家が全体農家に占める比率は、全期間を通じて 50%超の水準にある⁹。さらにこのように農村で就業機会が少なかったことは、日本と異なり、農業労働の婦人化をもたさなかった。第2表に示されているように、2000年代において、男性の就業者比率が 50%を超えており、その比率が微増している。

第2表 農業就業者人口の男女別構成比の変化 (人、%)

	男子		女子	
	就業者数	比率	就業者数	比率
2004	958	52.5	866	47.5
2005	963	53.1	850	46.9
2006	943	52.9	838	47.1
2007	911	52.9	812	47.1
2008	904	53.6	783	46.4
2009	910	55.2	738	44.8
2010	884	56.4	683	43.6
2011	859	55.7	683	44.3

資料：韓国統計庁

最後に農村の高齢化を観察しておこう。農村の高齢化に関しては、韓国でも日本同様に深刻である。高齢者（65歳以上の農家人口）の絶対数は、1970年（71万人）から2009年（106万人）まで50%ほど増加しており、高齢化率をみると、若年層が農村から都市に移動した影響もあり、急激に上昇している（第10図）。1970年に4.9%の高齢化率であったが、80年代前半に高齢化社会（高齢化率が7～14%）となり、93年には高齢社会（高齢化率が14～21%）に移行し、わずか6年後の99年に超高齢社会に突入した¹⁰。



第10図 農家人口の高齢化の推移 (%)

資料：韓国統計庁

農家の高齢化には、様々な要因があると考えられるが、機械化が最も大きなものであったといえる。小型機械の普及で、老年層も大きな困難を伴わずに、農作業を行うことが可能となった。

このように韓国農業では高齢化が急激に進んでおり、その結果として、深刻な担い手問題に直面している。担い手問題の解決は、韓国農業の大きな政策課題といえる。

4. 韓国における構造改善事業

韓国で実施されている農業構造改善対策はいくつか存在するが、ここでは経営移譲直払い制、廃業支援、さらに今後の導入が予定されている農家単位所得安定支援制度を取り上げたい。

ところで、韓国で本格的に経営規模の拡大を促進させる政策は、農業構造改善事業の一環として、1988 年から始まった農地購入資金支援事業が嚆矢といえる¹¹。農協が政府に代行して事業を行い、営農意欲はあるが資金力のない農家を支援し農地の購入を促して規模拡大を実現させようとした¹²。当時の支援規模をみると（第3表）、1988年に3400戸の農家が1300ヘクタールの農地を購入するために1994億ウォン支給されており、1989年も1998億ウォンの資金が投入されている¹³。この事業は1993年まで実施されるが、政策目標に農地の流動化を含めていない点で次に述べる政策と異なっている。

第3表 農地購入資金の支援状況

年度	予算(a) (100万ウォン)	支援規模(b) (100万ウォン)	支援件数 (戸)	購入農地面積 (ha)	実績率 (b)/(a)
1988	200000	199428	33769	13000	99.7
1989	200000	199848	22993	10000	99.9
1990	160000	139613	13699	5000	87.3
1991	60000	59293	4552	2000	98.8
1992	15000	14,981	904	400	99.9
1993	55000	42252	2165	600	76.8
合計	690000	655415	78082	31000	95.0

資料：韓国農林水産食品部（各年版）

1990 年になると、「農漁村振興公社および農地管理基金法」の制定に伴い、農漁村振興公社が設立され、政府の代行で、農地の売買、農地長期賃貸借、農地交換・分合事業を担当するようになった。公社設立時には、2001 年までに1戸当たり2.7ヘクタール水準の専業農家を育成し、非農業就業者と同等の所得を得ることを目標としていた。この目標から

も分かるように、当時はコメばかりでなく、他の品目の農家も事業対象と見なされていた。しかし 1995 年からは、明確にコメ専業農家を事業の対象とするようになった。1997 年には、事業の中心が、農地の売買事業から農地賃貸借に変更され、これに伴い、次に述べる経営移譲直接支払い制度が導入された。

（１）経営移譲直払い制

現在（2012 年）、構造を改善するための手段として、高齢農家の退出を促し、新たな担い手を確保する政策を実施しており、その一つに、高齢農家に対して引退を促す経営移譲直払制がある。この制度は、韓国農漁村公社が管理機関となり、引退時点から 75 歳まで一定額を支給している。根拠法令は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」第 11 条第 2 項第 5 号、「農産物生産者のための直接支払制度施行規定」第 4 条、そして「農漁業・農漁村および食品産業基本法」第 39 条第 3 項第 3 号および第 5 号である。

この制度の名称は、導入された 1997 年当時は「規模化促進直接支払い制」であったが、2000 年から「経営移譲直接支払い制度」となった。制度の変遷をみると（第 4 表）、1997～2002 年には、65 歳以上の高齢農家が、所有するすべての田を担当公社（あるいはコメ専業農家）に売り渡すか、5 年以上賃貸した場合（したがって、事実上コメ営農活動からの引退）、1 ヘクタール当たり 258 万ウォン（97 年）、268 万ウォン（98～99 年）、281 万ウォン（2000～02 年）を受け取ることができた。2003 年には、自然に引退すると考えられる高齢農家にも支援しているとの批判を受け、上限年齢を 75 歳とし、1 ヘクタール当たり 289 万ウォンを支給することにした。

2004 年には、支援金額と対象年齢に大きな変更があり、10 年以上稲作経営をしている 63～69 歳の高齢農家が田を 2 ヘクタール以上経営農家（あるいは公社）に売り渡す場合、年齢に従って、最短 2 年間、最長 8 年間に毎年 1 ヘクタール当たり 289.6 万ウォンを毎月分割で受け取り（63+x 歳は 8-x 年間受け取る。x=0、1、…6）、賃貸したときは、1 ヘクタール当たり 297.7 万ウォンを 1 度だけ受給できるようになった。支給上限面積は売り渡し、賃貸それぞれ 2 ヘクタールであり、原理的には 4 ヘクタールが上限となる。

なお韓チリ FTA の追加支援として、70～72 歳の農家に対しても、2006 年まで、売り渡しあるいは賃貸した場合、1 ヘクタール当たり 297.7 万ウォンを一度だけ受け取れることにした。

このような制度変更は、2003 年と同様に自然引退農家に補助金を与えることの非効率性、また支援金額に年齢による差がないため、早期引退の誘因が欠如していること、補助金を一度に渡すため老後生活の安定を保障できていないこと、などの批判の解決を企図した（国会予算政策処（2004））。

第4表 経営移譲直払い制度の変遷

対象地域	条件	申し込み年齢	支給期間	支給上限	支給金額 (万ウォン/ha)
1997年					
振興地域の田	コメ農業引退。農漁村振興公社あるいは専業農家に売渡すか賃貸（5年）	65歳以上。	-	1500万ウォン	258（1回）
1998～99年					
同上	同上	65歳以上。但し健康問題、労働不足など正当な理由で営農が困難な場合、60歳以上	-	同上	268（1回）
2000～02年					
同上	コメ農業引退。農業基盤公社あるいは専業農家に売渡すか賃貸（5年）	同上	-	同上	281（1回）
2003年					
同上	コメ農業引退。農業基盤公社あるいは専業農家に売渡。70歳以上の場合、賃貸（5年）も可能	65～75歳。但し労働不足など正当な理由で営農が困難な場合、60歳以上	-	同上	289（1回）
2004～06年					
同上	コメ農業引退。農業基盤公社（農村公社）か55歳以下の農家（2ha以上）に売渡すか賃貸（5年）	63～69歳。（70～72歳の農家も可。売り渡し、賃貸に関係なく297.7万/haウォンを一度受けとれる。）	70歳まで（最長8年）	売り渡し、賃貸それぞれ2ha	売渡：年289.6。賃貸：297.7（1回）
2007年					
同上	コメ農業引退。韓国農村公社か55歳以下の農家（2ha以上）に売渡すか賃貸（5年）	63～69歳。	同上	同上	同上

第 4 表 (続き)

2008年

同上	コメ農業引退。韓国農村公社か60歳以下の農家(1.5ha以上)に売渡すか賃貸(5年)	同上	同上	同上	同上
----	--	----	----	----	----

2009年

振興地域。
また振興地
域外でも耕
地整理がな
された、
田、畑、果
樹園

農業引退。60歳以下の専業農家あるいは韓国農漁村公社に売り渡すか賃貸	65～74歳	75歳まで (最長 10 年)	同上	売渡・賃 貸：年300
------------------------------------	--------	-----------------------	----	----------------

2010年

同上	農業引退。60歳以下の専業農家あるいは韓国農漁村公社に売り渡すか賃貸	65～70歳	同上	同上	同上
----	------------------------------------	--------	----	----	----

2011年

同上	農業引退。60歳以下の専業農家、3年間以上営農をした45歳以下の農業者、あるいは韓国農漁村公社に売り渡すか賃貸	同上	同上	同上	同上
----	---	----	----	----	----

資料：韓国農林部（2007b）p. 14 などを利用して筆者作成。

第 5 表 経営移譲直接支払いの事業実績

年度	事業量 (ha)	事業費 (億ウォン)	参加農家数 (戸)
1997	10588	273	15346
1998	8132	217	12143
1999	6483	174	9929
2000	4021	112	6399
2001	1952	55	3102

資料：朴ドンギョほか（2004）。

第 6 表 経営移譲直接支払い事業の推進実績（1997～2001 年）

事業別	件数 (件)	面積 (ha)	金額 (100万ウォン)
農地売買	7843	3427	9201
賃貸借	40488	27749	73914
合計	48331	31176	83115

資料：農林部（2002、p. 209）

注：高齢引退農家 4 万 7 千戸、一個当たり 179 万ウォン支給。コメ専業農家 3 万人に移譲し、1 人当たり 1.03ha の規模拡大。

2009 年になると、韓米 FTA 妥結を契機に、さらに大きな制度改善が行われた（第 4 表）。事業対象が、支給対象選定申請日直前まで 10 年以上農業をしている 65～70 歳の農業者（2009 年は 74 歳まで申請可能）となった。対象地域は、振興地域では、田、畑、果樹園であり、振興地域以外でも、耕地整理がなされている田、畑、果樹園が含まれる¹⁴。支給単価は、売り渡しや賃貸に関係なく 1 ヘクタール当たり 25 万ウォン/月（年間 300 万ウォン）となった。

では次に、事業実績をみてみよう。第 5 表にあるように、この制度が始まった 1997 年には、15346 戸の農家が参加して、1 万ヘクタールの経営移譲を行った。翌年にも、1200 戸ほどの参加で 8 千ヘクタールの事業量があった。その後の事業実績は、下降線をたどっており、2001 年には 3102 戸の農家によって、1997 年の 18%水準である 1952 ヘクタールの移譲が行われた。

1997～2001 年の期間では（第 6 表）、農地売買 3427 ヘクタール、賃貸借 27749 ヘクタール、合計で 31176 ヘクタールの移譲があった。これによってコメ専業農家 3 万人が 1 人当たり 1.03 ヘクタールの農地を拡大した。

2002 年になると（第 7 表）、事業実績が 603 ヘクタール、17 億ウォンと極度に低いものとなった。しかし 2003 年には実績はある程度回復し、事業量は 1532 ヘクタールであった（第 8 表）。

第 7 表 経営移譲直接支払い実績と計画（単位：件、ha、100 万ウォン）

区分	2002年実績			2003年計画	
	件数	面積	金額	面積	金額
農地売買	176	79	215	870	2514
賃貸借	776	524	1471	630	1821
合計	952	603	1686	1500	4335

資料：農林部（2003）。

注：2002 年の参加農家数は、936 戸。

第 8 表 経営移譲直接支払い実績と計画（単位：ha、100 万ウォン）

区分	2003年実績		2004年計画	
	面積	金額	面積	金額
農地売買	634	1812	1847	3478
賃貸借	898	2523	3407	10150
合計	1532	4335	5254	14100

資料：農林部（2004）。

注：2003 年の参加農家数は、2632 戸。

第 9 表 経営移譲直接支払い実績と計画（単位：ha、100 万ウォン）

区分	2004年計画		2004年実績	
	面積	金額	面積	金額
事業費	5254	13628	4789	13628
運営費	-	472	-	472
合計	5254	14100	4789	14100

資料：農林部（2005）。

注：1997～2004 年に高齢農家 5 万 7 千人に 1 人当たり 180 万ウォン、合計 1028 億ウォンを支給。コメ専業農家 3 万 8 千人に、3 万 8 千ヘクタール支援し、1 人当たり 1.01 ヘクタールの規模拡大。

第 10 表 経営移譲直接支払い実績と計画（単位：ha、100 万ウォン）

区分	2005年計画		2005年実績	
	面積	金額	面積	金額
事業費	7267	21153	7267	21153
運営費	-	950	-	950
合計	7267	22103	7267	22103

資料：農林部（2006）。

注：1997～2005 年に高齢農家 6 万 8 千人に 1268 億ウォンを支給したので、一人当たり 188 万ウォン。コメ専業農家 45100 人に、45400 ヘクタール支援したので、1 人当たり 1.01 ヘクタールの規模拡大。

第 11 表 経営移譲直払い事業の決算内訳（単位 億ウォン、％）

年度	予算額	転用	予算現額	執行額	不要額	執行率 ¹⁾
2004	141	0	141	141	0	100
2005	286	-65	221	221	0	100
2006	175	-27	148	144	4	97.3
2007	113	0	113	113	0	100.0
2008	300	-114	186	131	55	70.4
2009	845	0	845	324	521	38.3

資料：国会予算政策処（2010 p. 194）

注：1) 執行額÷予算現額。

補助金の支給が年金方式に変わった 2004 年には、移譲面積が 2003 年の 3 倍以上である 4789 ヘクタールとなった（第 9 表）。翌年においても事業実績は向上し、211 億ウォンを支援して 7267 ヘクタールの移譲が行われた（第 10 表）。この二年間の執行率は、100%となっている（第 11 表）。

以上の結果、1997～2005 年にコメ専業農家 45100 人に対し 45400 ヘクタールを支援したことになり、1 人当たり 1.01 ヘクタールの規模拡大を実現した。

2006 年以降の実績は（第 12 表）、2006 年 144 億ウォン、2007 年 113 億ウォン、2008 年 131 億ウォン、2009 年 324 億ウォン、2010 年 533 億ウォンとなっており、増加趨勢にある。しかし予算額と比べた執行率をみると（第 11 表）、近年においてかなり低下している。この理由として国会予算政策処（2010）は、高齢農家の農地所有意思や耕作意欲が強いことを挙げている。

最後に 1997～2010 年の合計実績をみておこう。この期間には、2512 億ウォンが費やされ、6 万 2000 人の専業農家に 6 万 5000 ヘクタールの農地が移譲された。1 人当たりでは、1.04 ヘクタールの規模拡大であった。

第 12 表 年度別経営移譲直接支払い実績 (単位：名、ha、100 万ウォン、)

	予 算		人 員	経営移譲実績		専業農支援現況	
	面積	金額		面積(a)	金額	人員(b)	面積1)
1997～2010年							
売り渡し	17808	34486	15217	7368	16493	13901	0.53
賃貸	79990	161828	79012	57673	143546	61005	0.95
分割支給（売り渡し）	14611	42227	12622	7445	20591		
分割支給（賃貸）	31812	95436	23189	18963	50531		
運営費		22833			20048		
合計	97798	356810	91498	65041	251209	62290	1.04
1997～06年							
売り渡し	12068	28049	13551	6489	14948	12384	0.52
賃貸	43730	120858	60672	42587	117876	45894	0.93
分割支給（売り渡し）	2958	8355	2752	1534	4445		
運営費		3891			3891		
合計	55798	161153	72727	49076	141160	54404	0.95
2006年							
売り渡し	820	1544	1014	566	1011	1041	0.54
賃貸	3998	11902	4200	3143	9389	3658	0.86
分割支給（売り渡し）	1111	3006	1871	1019	2952		
運営費		1039			1039		
合計	4818	17491	5214	3709	14391	4449	0.83
2007年							
売り渡し	500	941	474	246		395	0.62
賃貸	1500	4466	2628	2099	6178	2269	0.93
分割支給（売り渡し）	1931	4921	2365	1334	3673		
運営費		935			935		
合計	2000	11263	3077	2345	11263	2556	0.92
2008年							
売り渡し	2640	2376	414	234	401	408	0.57
賃貸	17360	15624	1840	1651	4915	1943	0.85
分割支給（売り渡し）	2173	6519	2181	1446	3913		
運営費		5494			3874		
合計	20000	30013	2185	1885	13103	2285	0.82
2009年							
売り渡し	1300	1560	521	252	476	494	0.51
賃貸	8700	10440	10162	8038	10077	7770	1.03
分割支給（売り渡し）	4813	14224	2540	1507	4128		
分割支給（賃貸）	17360	52080	7062	5627	12207		
運営費		6193			5541		
合計	10000	84497	10530	8290	32429	8011	1.03

第 12 表（続き）

2010年							
売り渡し	1300	1560	257	147	191	220	0.67
賃貸	8700	10440	3710	3298	4500	3039	1.09
分割支給（売り渡し）	2736	8208	2784	1624	4432		
分割支給（賃貸）	14452	43356	16127	13336	38324		
運営費		6320			5807		
合計	10000	69884	3884	3445	53254	3183	1.08

資料：韓国農漁村公社（2011）。ただし、2006 年は農林部（2008 p. 229）。

注：1）一人当たり受け取り面積。（a）÷（b）。

（2）廃業支援

韓米 FTA 履行により農業を継続するのが困難な農家に対し、協定発効後の 5 年間、廃業資金支援を行う。この制度の従来の対象は、キウイ、ハウスぶどう、桃であったが、FTA 被害補填直払制の品目選定基準に準じて、輸入増加による被害品目に拡大されている。また支援の中心は、固定投資がなされ長期に渡って生産された品目としている。

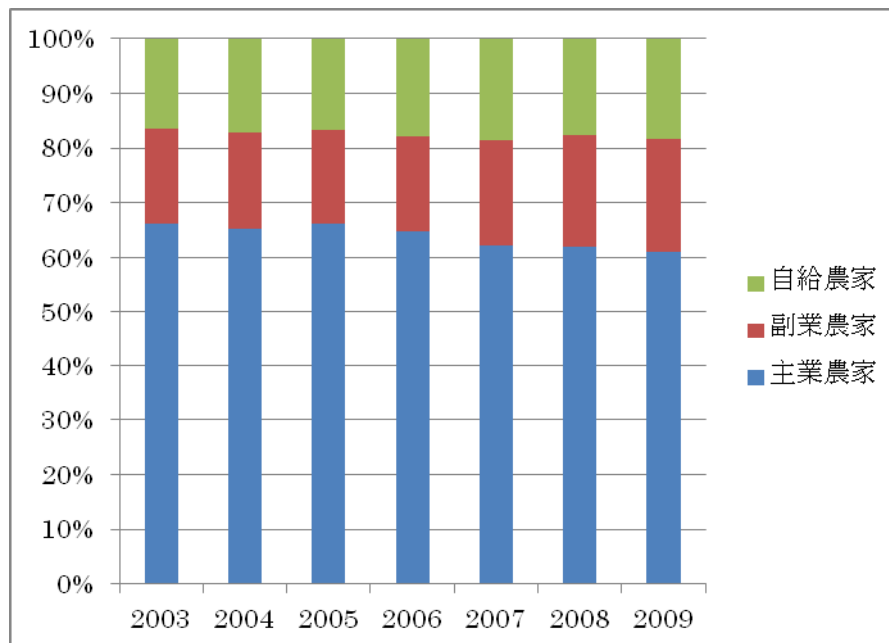
なお廃業による構造調整効果を確保するため、廃業資金を支給された農家は競争力向上支援対象から除外される。支援金額は、廃業の場合、廃業面積×単位当たり純収益（粗収益－生産費）×3 年分であり、譲渡した場合、譲渡面積×単位当たり純収益（粗収益－生産費）×1 年分である。

韓チリ FTA での実績値を確認しておくと、2004～08 年の 5 年で、総額 2377 億ウォン（16860 農家、5812ha）が支援された。年平均 475 億ウォン費やされ、2006 年に最も大きく投入されていた。

（3）農家単位所得安定支援制度

規模拡大を通じて農業体質を強化するために、農家単位所得安定直接支払制度¹⁵を実施し、主業農に政策支援を集中する計画にある。主業農とは、耕地規模が 30a 以上あるいは年間農畜産物販売額が 200 万ウォン以上であって、農業収入が農外収入より多い農家を指す¹⁶。したがって専業農であっても自給的な農家は除かれる一方で、第 1 種兼業農家も条件を満たせば含まれる。主業農家が全農家に占める比率は、第 11 図に示されており、2003 年の 66%から 2006 年の 65%まで大きな変動はなかったが、その後低下し、2009 年には 61%になっている。

2007 年時点で韓国農林部は、農家単位所得安定支援制度について、次のように述べており（韓国農林部（2007a））、一定年齢未満（例：70 歳）、一定規模以上の主業農に対し、当該年度の農業所得（粗収入）が基準所得より低くなった場合に、その格差の一部（例：80%）



第 11 図 類型別の農家比率

資料：第 1 付表を利用して筆者計算。

を補填する、としている。つまりこの政策には、ある規準以上の農家に生産を集中させようという意図がある。

導入推進日程は、「第 1 段階」として韓米 FTA 批准後、関係省庁が参加する「農家単位所得安定支援制度推進企画団（農林部）」を設置（2008 年）し、「第 2 段階」で農家別の経営資料の蓄積、金融所得などの農外所得の正確な把握のために、農家登録制を本格的に実施（2008 年）する。「第 3 段階」では、地域別または品目別（FTA 被害品目中心）モデル事業を実施（2010～11 年）し、これにより FTA 被害補填直払制と統合する。最後の「第 4 段階」で、モデル事業実施の経験を土台に、対象品目と地域を段階的に拡大（2012 年以後）し、コメ所得補填直払いとの統合を図ることになっていた。

実際の推進内容を確認すると（農林水産食品部（2010））、2009 年 7 月に農漁業先進化委員会において、農家単位所得安定支援制度の導入を含め直接支払い制度の改善が必要であると合意された。しかしながら韓国では現在のところ、農家所得の申告に制度的な欠陥があり、詳細な農家の所得情報が十分に整理されておらず、そのような情報を必要とする農家単位所得安定制度を即座に導入することは、非常に困難であるとの結論に至った。それ故、2010 年から「図上演習」（モデル事業）として、各道で一つの村を対象として所得の不安定性などを観察した後、2013 年から本格的に導入することになった。

5. おわりに

本稿では、まず韓国農業の経済全体における位置づけを行い、ペティ＝クラークの法則に従って付加価値・就業者シェアが縮小していることを確認した。次に農業内部の構造がどのように変化してきたのかを精査し、農家1戸当たりの耕地面積が1.46ヘクタールと極めて零細な経営となっており、農村の高齢化も非常に深刻であることをみた。また日本の農業構造との相違点として、専業農が多く、全農家に占める比率が5割を超えていることを指摘した。

上記のような状況で農業構造の改善を企図する対策が実施されており、経営移譲直払い制、廃業支援、農家単位所得安定支援制度を取り上げ、特に、経営移譲直接支払い制について詳説した。この制度は、1997年から行われており、高齢農家の引退後の所得を安定させ、専業農家への経営移譲を促進させることを目的としている。この政策で、1997～2010年に、2010年の農家数のわずか5%に当たる6万2000人の専業農家に対し、1人当たりかろうじて1ヘクタールに達する1.04ヘクタールの移譲を行った。

以上のように、経営移譲直接支払いを含め、これまでの規模拡大政策は、農家に与える誘因に問題があり、全体としてみると、必ずしも、大きな成果を挙げたとは言えない。しかしFTA発効で関税が引き下げられ、農産物価格の低下圧力が大きくなると、営農を続けるコストが上昇し、従来の政策下であっても、多数の零細農の離脱が生じて劇的な構造改善が生じる可能性は十分にある。市場メカニズムを利用した韓国における農業構造改善政策の今後の行方に注目しておく必要があろう。

第1付表 類型別の農家数 (単位：戸)

	合計	主業農家			副業農家	自給農家
		合計	専門農家	一般農家		
2003	1264431	836334	202907	633426	218659	209438
2004	1240406	809835	214313	595522	216348	214223
2005	1272908	842977	234279	608698	217081	212850
2006	1245083	806138	233811	572327	215900	223045
2007	1231009	766440	233649	532792	236336	228128
2008	1212050	750877	245444	505433	247918	213254
2009	1194715	728484	232593	495891	247398	218834

資料：韓国統計庁

[注]

(1) 本稿で利用したデータは、特に説明のない限り、すべて韓国統計庁（2012）から得た。

(2) 本節では、データの制約により、「農業部門」に林業・水産業を含めて議論を行っている。ただし、農林水産業

の大部分は農業からなっており、農業の近似値として農林水産業の値を利用しても大きな問題になるとは考えられない。

(3) 1997 年の通貨危機により、製造業や建設業部門で就業者数が減少したが、農漁村で帰農世帯支援や農村用水・配水路の浚渫などの公共事業が行われ、農林水産業部門の就業者数が増加したことによる（農林部、1999、pp. 12-13）。

(4) 日本も同様である（速水・神門、2002）

(5) データの出所は、53SNA 系列が韓国銀行（1982）、新 SNA 系列が韓国銀行（2012）。なお 53SNA 系列（1975 年価格基準実質値）については、「民間消費支出の構成」における「食料品」、「飲料品」、「タバコ」の和を「民間消費支出」で除して計算した。新 SNA 系列（2005 年価格基準実質値）では、「家計の目的別最終消費支出」の「食料品および非酒類飲料品」と「酒類およびタバコ」を「家計最終消費支出」で割って算出した。

(6) 栄養供給量（単位: Kcal）は韓国農村経済研究院『食品需給表』より得た。

(7) 名目値ベースの比率の増加 = 相対価格の上昇 + 実質値ベースの比率の増加、となり、相対価格の下落は、実質ベースのシェアの低下に加え、名目ベースのシェアをよりはやく低める要因として働く。したがって第 2 図で 1980 年以降、名目 A が実質 A よりもはやく下降しているのは、 P^A が下落したためである。

(8) 韓国の農業構造に関する分析は、深川（2002）に詳しい。日本の農業改善政策については、速水・神門（2002）、本間（2010）、八田（2010）を参考にせよ。

(9) ただし近年には、第 2 種兼業農家（兼業所得の比率が高い）数も上昇しており、30%ほどとなっている。

(10) 70 歳以上の比率も、1970 年の 2.9%から、96 年の 10.7%を経て、2006 年に 22.8%を記録している。

(11) この部分は、金（2002）、深川（2002）を参考にした。

(12) この時期には、不在地主の増加で農業の生産基盤が脆弱になり、その解決のため自作農体制を強化しようとする意図があった（深川、2002）。

(13) 1988～1993 年の実績は（第 3 表）、6554 億ウォンを費やし 31000 ヘクタールの農地購入を支援しており、実績率は 95%であった。

(14) 菜園栽培などによる 0.3ha 以下の営農は認定している。

(15) 2012 年 3 月現在、まだ実施されていない。

(16) なお農家の定義は、田あるいは畑を 10a 以上直接耕作する世帯、年間農畜産物販売金額が 120 万ウォン以上の世帯となっている。

[引用文献]

[韓国語文献]

国会予算政策処（各年版）『予算案部処別分析』

金秉澤（2002）『韓国の農業政策』ハヌル

農業協同組合中央会（各年版）『農協年鑑』

朴ドンギョほか（2004）『中長期直接支払い制拡充方案の研究』韓国農村経済研究院

韓国農林部（1999）『1999 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林部（2002）『2002 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林部（2003）『2003 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林部（2004）『2004 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林部（2005）『2005 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林部（2006）『2006 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林部（2007a）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策（案）」

韓国農林部（2007b）「韓米自由貿易協定締結による農業部門補完対策」

韓国農林部（2008）『2008 年度 農業ノ動向ニ関スル年次報告書』

韓国農林水産食品部（各年版）『主要統計年報』

韓国農林水産食品部（2010）「2009 年度 農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書」

韓国農漁村公社（2011）『農地銀行事業実績分析資料集』

韓国銀行（1982）『韓国ノ国民所得』

韓国銀行（2012）『経済統計システム』（<http://ecos.bok.or.kr>）

韓国統計庁（2012）『国家統計ポータル』 <http://kosis.kr/>

[日本語、欧米語文献]

速水佑次郎・神門善久（2002）『農業経済論 新版』岩波書店

樋口倫生（2003）「資本蓄積主導型経済成長－韓国の経験を事例として－」『現代韓国朝鮮研究』第3号、pp. 78-89.

樋口倫生（2006）『韓国農業部門の相対的縮小過程に関する分析』『2006 年度日本農業経済学会論文集』 pp. 219-226

深川博史（2002）『市場開放下の韓国農業農地問題と環境農業への取り組み』九州大学出版会

本間正義（2010）『現代日本農業の政策過程』慶応義塾大学出版会

八田達夫・高田眞（2010）『日本の農林水産業』日本経済新聞出版社

Fei, J. and G. Ranis （1964） *Development of the Labor Surplus Economy: Theory and Policy*, Richard D. Irwin

Heston, A., R. Summers and B. Aten（2011） *Penn World Table Version 7.0*, Center for International Comparisons at the University of Pennsylvania （http://pwt.econ.upenn.edu/php_site/pwt_index.php）

Martin, W. and P. Warr（1993）“Explaining the Relative Decline of Agriculture: A Supply-Side Analysis for Indonesia,” *World Bank Economic Review*, Vol.7, No.3, pp. 381-401

2012（平成24）年3月31日 印刷・発行

プロジェクト研究〔構造分析プロ（欧米韓）〕研究資料 第1号

平成23年度

欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

電 話 東京（03）6737-9000

F A X 東京（03）6737-9600

印刷・製本 株式会社美巧社

